
第3次 たかさご男女共同参画プラン

令和3年3月
高砂市



はじめに

現在、わが国では少子高齢化や人口減少の進行に加え、自然災害の頻発や新型コロナウイルス感染拡大に伴う様々な価値観の変化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変わりつつあります。そのような中で、すべての人が多様性を認め合い、個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が必要であると考えます。



本市では、平成29年に「第2次たかさご男女共同参画プラン（改訂版）」を策定し、一人ひとりの「個」を尊重した男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組みを推進してまいりました。そして、この度、第2次プラン（改訂版）の期間満了に伴い、「第3次たかさご男女共同参画プラン」を策定いたしました。

第3次プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく市町村推進計画としても位置付け、今般のコロナ禍における生活不安やストレスからのDV等の増加・深刻化が懸念される状況下において、あらゆる暴力の根絶に向けて取り組むための施策を盛り込んでいます。一方、多様な性について社会的関心が高まる中、それらへの理解を促進するための啓発活動や、男女共同参画の視点に立った防災体制の推進にも努めてまいります。また、本プランの推進は、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」に関連しており、男女共同参画に向けてより一層の取組みを進めてまいります。

今後は、本プランに基づき、市民の皆様、各種団体や企業等関係者の皆様と共に本市の男女共同参画を推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定にあたりご尽力をいただきました「たかさご男女共同参画プラン推進懇話会」委員をはじめ、市民意識調査にご協力をいただきました市民の皆様、パブリック・コメントにおいて貴重なご意見をいただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

高砂市長 都倉達殊

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 男女共同参画をめぐる動向	2
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	6
5 計画の策定方法	6
第2章 高砂市を取り巻く現状	8
1 統計資料等からみる高砂市の現状	8
2 市民意識調査結果等からみる高砂市の現状	14
3 第2次計画に基づく施策の進捗評価	25
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 基本理念	29
2 基本目標	29
3 計画がめざす男女共同参画社会	30
4 施策の体系	31
第4章 施策の方向	32
基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	32
基本目標Ⅱ 一人ひとりがいきいきと働ける環境づくり	36
基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶	42
基本目標Ⅳ あらゆる分野における女性の活躍	47
基本目標Ⅴ だれもが安心して暮らせる環境づくり	52
第5章 計画の効果的な推進に向けて	56
1 庁内の推進体制	56
2 関係機関等との連携	56
3 市民との協働体制	56
4 活動拠点の充実・強化	57
資料編	58

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

わが国では、男女が互いにその人権を尊重し責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画社会」の形成は、社会全体で取り組むべき最重要課題であると位置付けられています。

1999年（平成11年）に制定された「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）に基づいて、2000年（平成12年）に「男女共同参画基本計画」が策定されて以降、5年ごとに計画が見直され、現在「第5次男女共同参画基本計画」（以下「第5次基本計画」という。）の策定が進められています。

第5次基本計画の策定に向けたコンセプトでは、めざすべき社会として、

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs（持続可能な開発目標）で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

の、4つが掲げられています。

本市においては、国の基本計画に基づいて市民一人ひとりの人権が重んじられ、自らの持っている能力・資質を伸ばしながら、それをお互いが認め合える社会の実現をめざし、2017年（平成29年）3月に「第2次たかさご男女共同参画プラン〈改訂版〉」（以下「第2次計画」という。）を策定し、男女共同参画の取組みを総合的に推進してきました。また、2018年（平成30年）2月には「高砂市配偶者等からの暴力対策基本計画〈延長版〉」を策定し、被害の予防や相談、自立支援などの施策推進に取り組んできました。

この度、第2次計画等が、ともに2020年度（令和2年度）をもって計画の終期を迎えることから、国の第5次基本計画や県計画、社会情勢の変化、本市の現状などを踏まえ、「第3次たかさご男女共同参画プラン」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 男女共同参画をめぐる動向

(1) 世界の動き

近年では、2015年（平成27年）に「北京+20」（第59回国連婦人の地位委員会）がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」実施に対して具体的な行動を取ることが表明されるとともに、男性及び男児の関与の重要性についても述べられました。

同年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、SDGsのひとつに「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る」ことが掲げられるなど、女性の地位向上と参画を早急に実現していくことの重要性が世界的に認識されています。

(2) 国の動き

2015年（平成27年）8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）により、女性の就業率は飛躍的に上昇している一方で、収入や正規雇用率などの雇用分野における性差は依然としてあり、仕事と家庭生活との両立の難しさなど、取り組むべき課題は多く顕在しています。

このような状況を踏まえ、2019年（令和元年）5月に「女性活躍推進法等の一部を改正する法律」が成立し、より多くの事業所が女性活躍に取り組んでいけるよう、女性活躍のための一般事業主行動計画の策定・届出及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主から101人以上の事業主に拡大されました。

また、「男女共同参画基本計画」に基づき、女性活躍を加速させるため、「すべての女性が輝く社会づくり本部」において、各省の施策を取りまとめる政府方針として男女共同参画会議の意見を踏まえた「女性活躍加速のための重点方針」を決定しています。

「女性活躍加速のための重点方針2020」では、基本的な考え方として、女性に対する暴力の根絶に向けた取組みの充実、非正規雇用労働者やひとり親などの困難に直面する女性への支援の充実、女性活躍推進のための自主的な取組みや地域の実情に応じた取組みの後押し、仕事と育児・介護等を両立できる環境の整備及び社会全体での意識改革の推進、あらゆる施策における男女共同参画・女性活躍の視点の反映が掲げられています。

また、近年多発している災害への対応については、これまで意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないという課題が生じています。こうした観点から、2020年（令和2年）5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が作成され、災害時における女性の視点からの取組みを進め、地域の災害対応力の強化と防災や減災、災害に強い社会の実現をめざしています。



(3) 兵庫県の動き

兵庫県では、基本法に基づき、2001年(平成13年)に「ひょうご男女共同参画プラン21」、2011年(平成23年)に「新ひょうご男女共同参画プラン21」を策定、また、2002年(平成14年)には「男女共同参画社会づくり条例」を制定し、さまざまな取組みを推進しています。

近年の少子高齢化・人口減少等の社会情勢の変化や人々の生活様式や意識・価値観の多様化に対応し、また、新たな地域社会の構築をめざし策定した「兵庫県地域創生戦略」の実現を図るためにも、男女共同参画社会の実現は不可欠となっています。

2015年(平成27年)に施行された「女性活躍推進法」を踏まえ、2016年度(平成28年度)から2020年度(令和2年度)を計画期間とする「ひょうご男女いきいきプラン2020(第3次兵庫県男女共同参画計画)」を策定し、「男女がともに、いつでも、いきいきと生活できる社会づくり」に向けて、各種施策を推進しています。

また、女性の活躍を一層推進するため、2016年(平成28年)6月に県立男女共同参画センター内に女性活躍推進センターを設置し、女性の活躍推進についての気運の醸成、企業の自主的取組みやさらなるキャリアアップやステップアップをめざす女性の支援を行うとともに、2018年度(平成30年度)から2020年度(令和2年度)を計画期間とする「第6次男女共同参画兵庫県率先行動計画(ひょうごアクション8)」を策定し、兵庫県自らが男女共同参画のモデル職場となるよう男女共同参画の一層の推進に努めています。

(4) 高砂市の動き

高砂市では、2001年(平成13年)4月に男女共同参画推進の活動拠点である「高砂市男女共同参画センター」を設置し、「第2次たかさご男女共同参画プラン【改訂版】」(2017年(平成29年)3月策定)に基づき、男女共同参画や女性活躍に関する啓発、各種講座の開催、図書や関係機関の資料の収集・提供、情報誌の発行、相談業務など男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取組みを進めてきました。

2017年(平成29年)には「たかさご女性活躍推進会議」を設置し、地域に根差した取組みの展開に向けた提案をいただき、女性活躍推進のための施策の実行を図っています。

2019年(令和元年)に行った「高砂市男女共同参画に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)の結果によると、「言葉も内容も知っている」の割合をみると、「ドメスティック・バイオレンス(DV)」が57.8%と最も高く、次いで「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)が40.8%となっており、DVについては認知度が高いことがわかります。一方、「高砂市男女共同参画センター」、「たかさご男女共同参画プラン」、「高砂市男女共同参画センター情報誌 Cocot(ココット)」など、本市の計画や施策の用語・内容ともに知っている割合は6%未満であり、前回調査と比べてわずかながら高くなっているもののきわめて低く、男女共同参画についての啓発や学習会の提供などをより一層推進する必要があります。

さらに、市民意識調査の結果では、社会全体として女性が職業を持つことに賛成の人が多いものの、約50%の女性が「働きやすい状況にあるとは思わない」と回答しています。また、女性が働き続けるためには、長時間労働や残業、育児施設の不足、育児休業・介護休業の制度の未整備、育児休暇の取得しにくさ等の課題が挙げられており、引き続き、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や、安心して子育て・介護等ができる環境づくりに積極的に取り組むことが重要となります。

また、女性に対するあらゆる暴力の根絶という面では、今般の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大により、生活不安・ストレスからのDV等の増加、深刻化が懸念されています。

DVは、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現において、克服すべき重要な課題であることから、「高砂市配偶者等からの暴力対策基本計画【延長版】」（2018年（平成30年）2月策定）に基づき、暴力を許さない社会の実現に向けた取組みを進めています。今後も、市民一人ひとりが、DVが身近にある人権侵害であることを理解し、DV被害者の早期発見と安全確保、また被害者の立場に立った切れ目のない支援を進めていきます。

また、本市では「第5次高砂市総合計画」において「暮らしイキイキ 未来ワクワク 笑顔と思いやり育むまち 高砂」を将来像として、SDGsの考え方を取り入れています。

SDGsの17の目標のうち、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」が本計画に大きく関連しており、本計画の推進を通してSDGsの達成に貢献します。

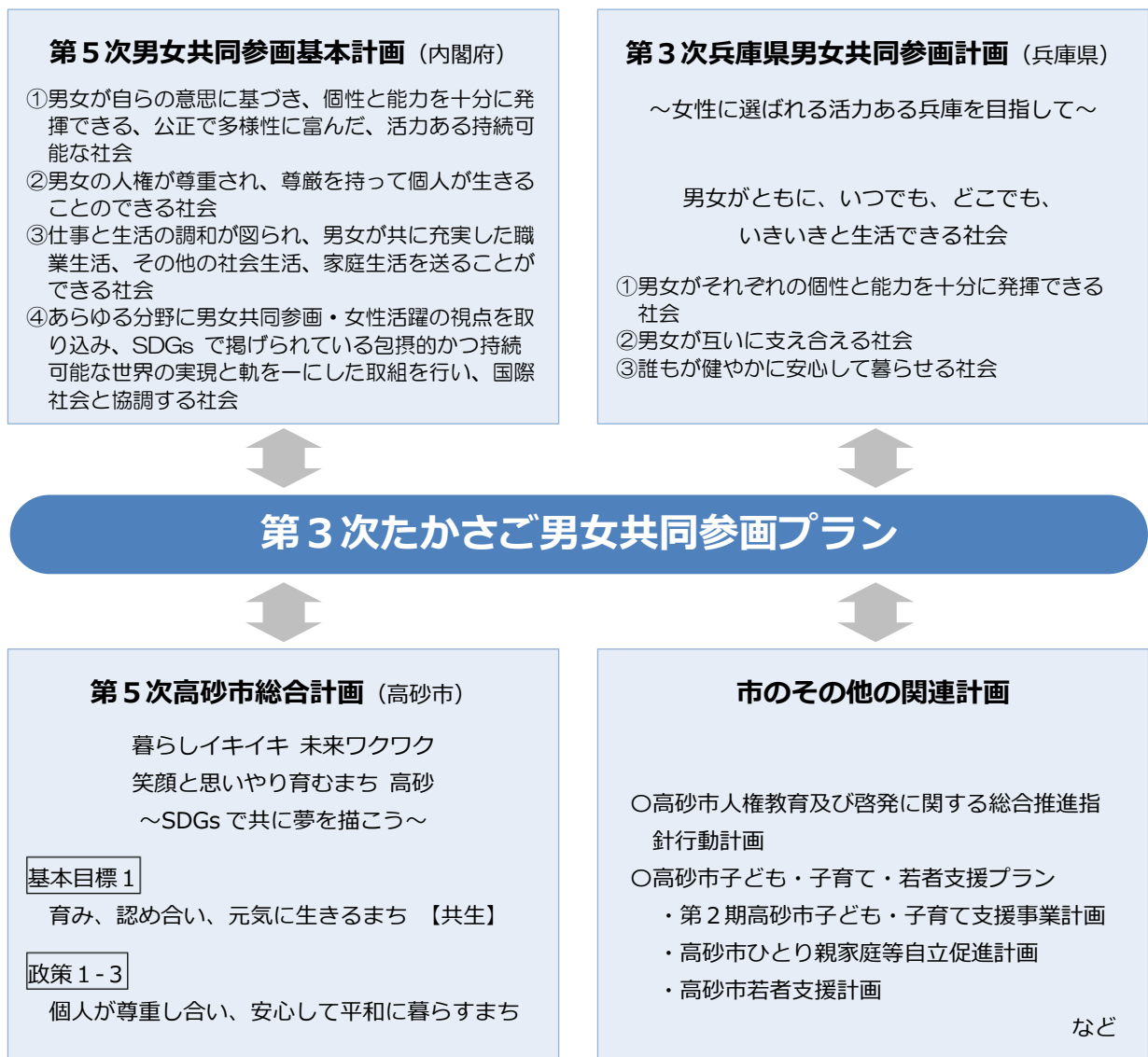


3 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」第14条第3項に規定されている市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画「市町村男女共同参画計画」に位置づけられています。

策定にあたっては、「高砂市総合計画」をはじめとした本市の男女共同参画にかかわる各種計画との整合を図りながら、国の第5次基本計画などの目標・課題等を勘案し、また、市民を対象にした市民意識調査等による現状を踏まえて策定しています。また、市民、事業者、関係団体等が相互に連携し、行政が行動計画として共有できるように留意しながら、策定に向けて取り組んでいます。

なお、本計画の「基本目標Ⅳ あらゆる分野における女性の活躍」の部分は、第2次計画と同様、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画として盛り込み、また、「基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶」の部分は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画に該当するものとし、新たに本計画に包含することとします。



4 計画の期間

本計画は、2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間内であっても、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において見直しを行うこととします。

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
第3次たかさご男女共同参画プラン									
				見直し年度	第4次たかさご男女共同参画プラン				

5 計画の策定方法

(1) 男女共同参画に関する市民意識調査の実施

本計画の策定にあたり、市民の男女共同参画や性別による役割分担、ワーク・ライフ・バランスなどについての現状や課題、今後の方向性、男女共同参画施策についての意見等を把握し、計画策定の基礎資料とするために市民意識調査を実施しました。

<実施時期> 2019年（令和元年）11月28日（木）～12月20日（金）

<対象者数> 高砂市在住（市内に住民票がある人）の18歳以上の男女1,000人

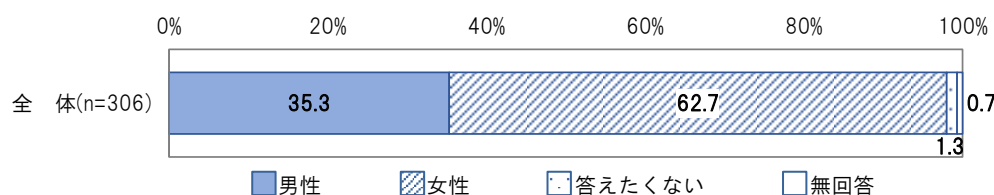
<調査方法> 郵送配布－郵送回収

<回答者数>

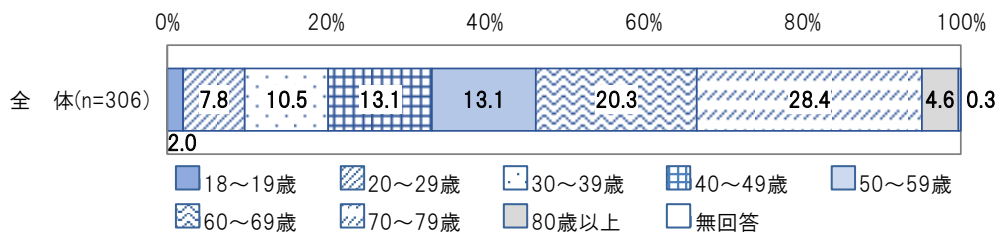
	配布数	有効回答数	有効回答率
市民意識調査	1,000人	306人	30.6%

※回答の詳細は、第2章-2に掲載

<回答者の性別>



<回答者の年齢>



(2) たかさご男女共同参画プラン推進懇話会による意見聴取

本計画に市民等の意見を反映するとともに、市における男女共同参画関連施策について実情を踏まえて実施するため、学識経験者、行政関係者、公募による市民等で構成する「たかさご男女共同参画プラン推進懇話会」を開催し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

より幅広く市民の意見を募り計画へ反映するため、パブリックコメントを実施しました。

<実施期間> 2020年(令和2年)12月21日(月)～2021年(令和3年)1月19日(火)

<公開場所> 男女共同参画センター、情報公開コーナー、
各市民サービスコーナー・市民コーナー、市ホームページ

<意見総数> 9件



第2章 高砂市を取り巻く現状

1 統計資料等からみる高砂市の現状

(1) 人口・世帯数の状況

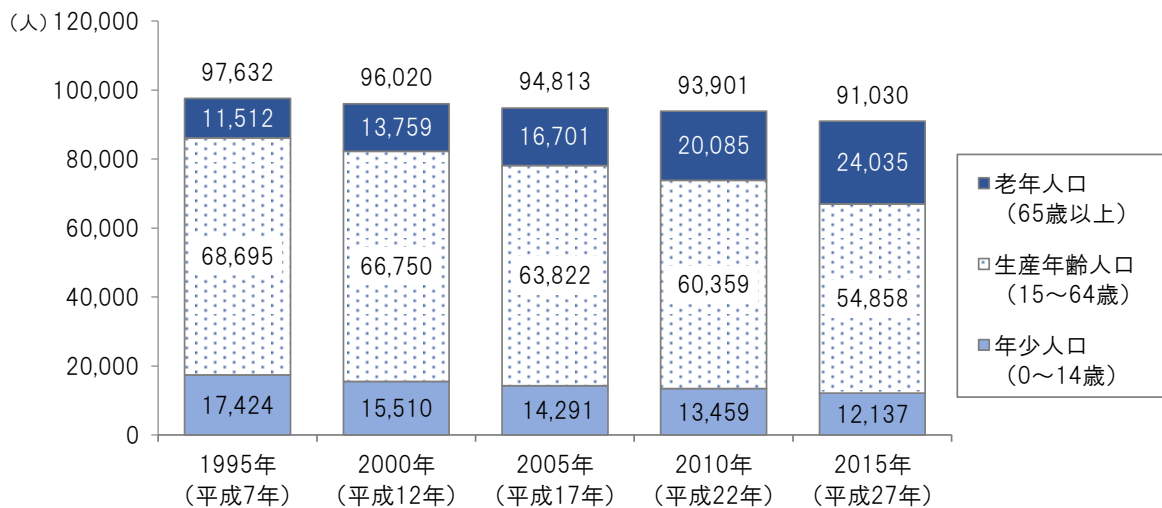
① 人口の推移

本市の人口は、2015年（平成27年）に91,030人となっており、1995年（平成7年）以降、減少傾向となっています。

年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳人口）、生産年齢人口（15～64歳人口）はともに減少傾向となっているのに対し、老年人口（65歳以上人口）は増加しています。

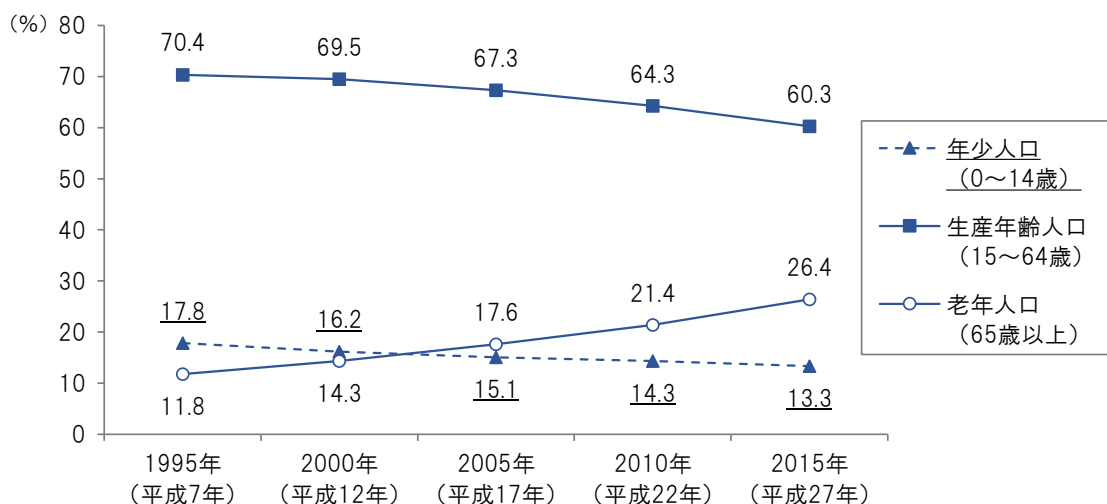
また、総人口に占める割合でみると、老年人口（65歳以上人口）割合は上昇しており、2015年（平成27年）には26.4%と、人口の4人に1人以上が高齢者となっています。

図：年齢3区分別人口の推移



※年齢「不詳」の方がいるため、各区分別の人口の合計と、総人口の数は一致しない。
資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」

図：年齢3区分別人口割合の推移



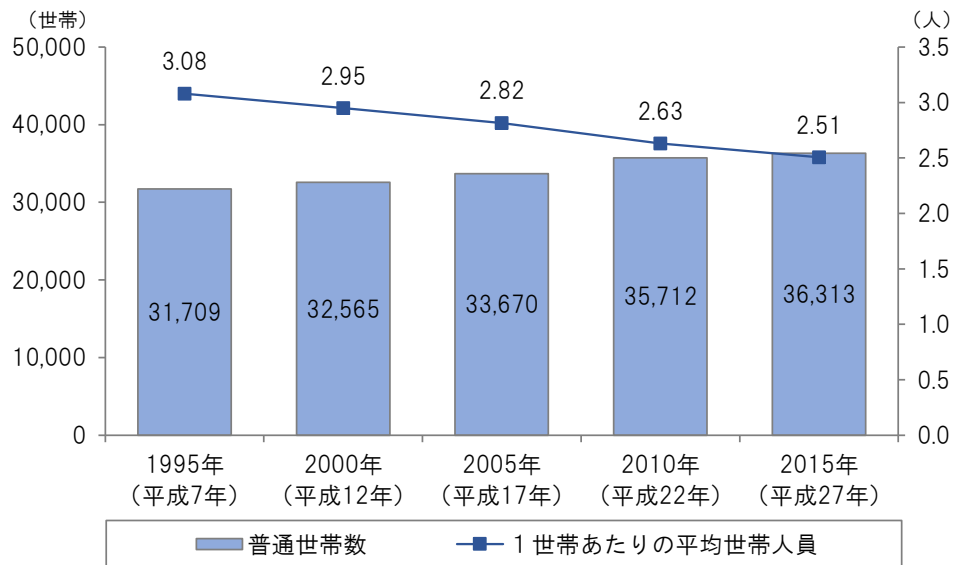
資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」

② 世帯数の推移

世帯数は、2015年（平成27年）に36,313世帯となっており、1995年（平成7年）以降、増加傾向となっています。人口は減少傾向となっていることから、1世帯あたりの平均世帯人員は減少しており、2015年（平成27年）には2.51人となっています。

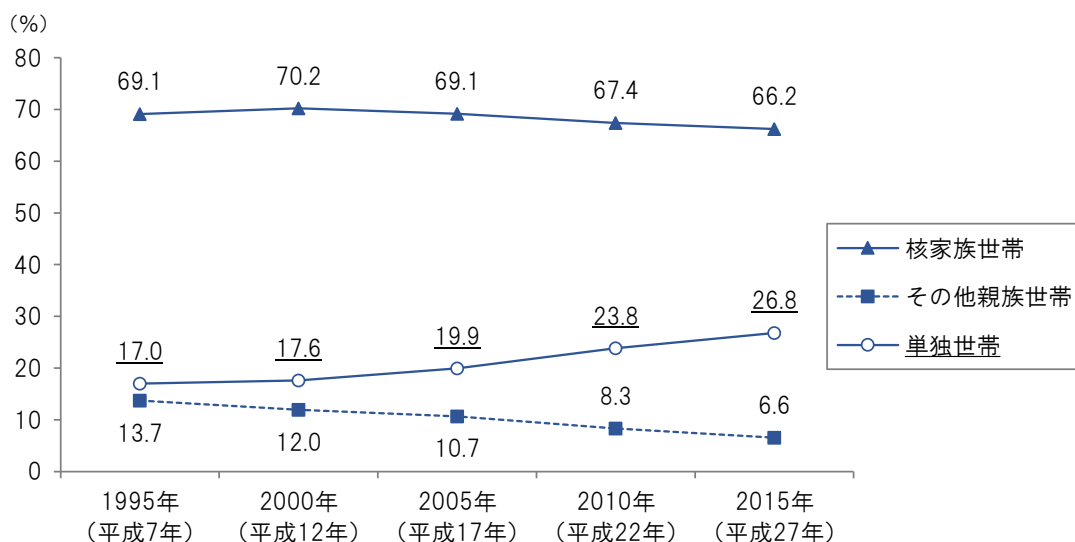
また、総世帯に占める家族類型別の割合で見ると、核家族世帯は微減傾向、その他親族世帯は減少傾向となっているのに対し、単独世帯は増加傾向となっています。

図：世帯数の推移



資料：国勢調査

図：家族類型別世帯割合の推移



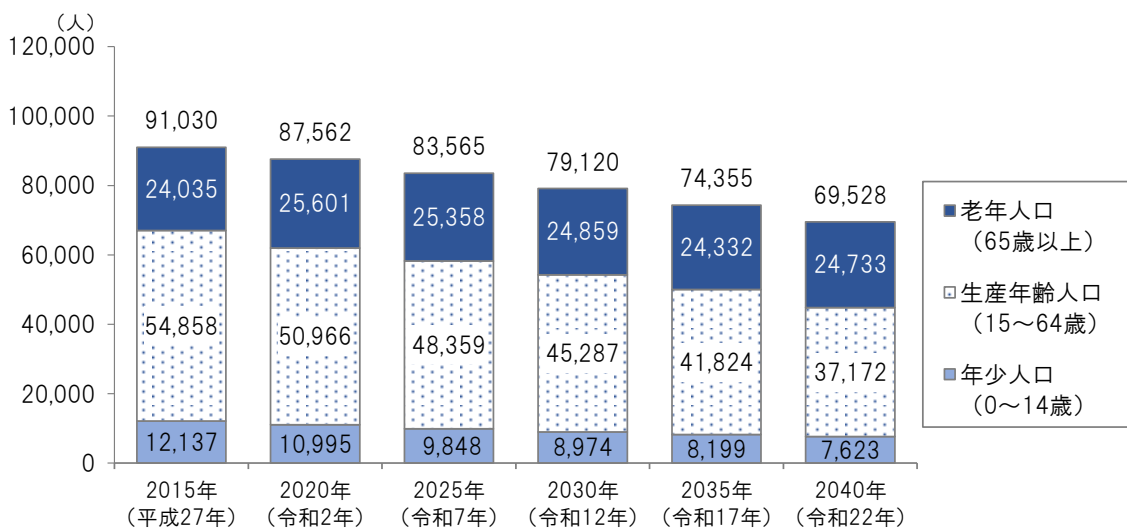
資料：国勢調査

③ 人口推計

国立社会保障・人口問題研究所が、2015年（平成27年）国勢調査の人口を基準に2018年（平成30年）3月に行った推計結果によると、本市の人口は今後も減少を続け、10年後の2030年（令和12年）には79,120人、20年後の2040年（令和22年）には69,528人と急速な人口減少が予測されています。

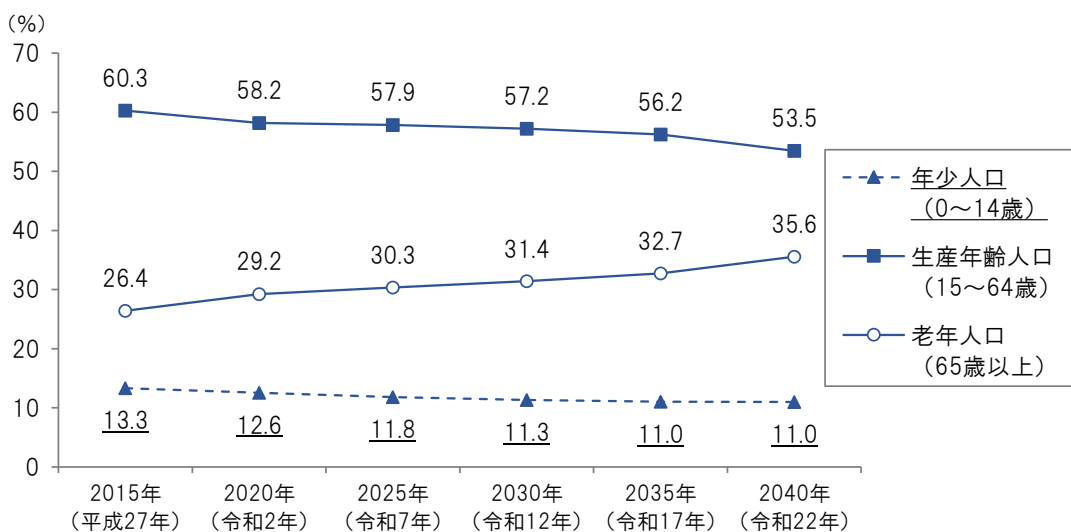
また、年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳人口）、生産年齢人口（15～64歳人口）の減少に伴う高齢化率の上昇が見込まれており、20年後の2040年（令和22年）には35.6%と3人に1人以上が高齢者になると予測されています。

図：年齢3区分別人口の推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」

図：年齢3区分別人口割合の推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」

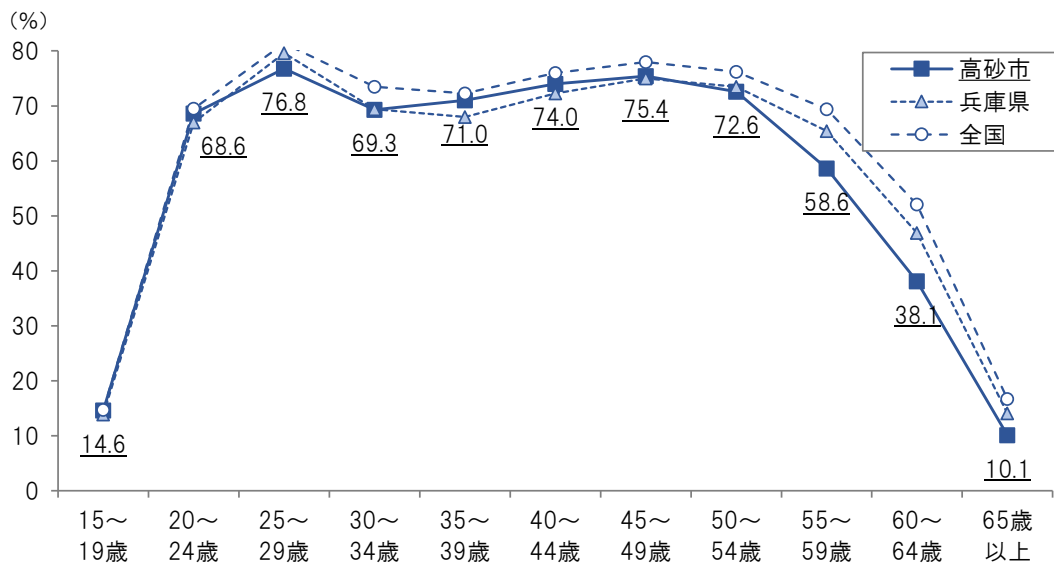
(2) 経済・就業の状況（女性の社会進出など）

① 女性の就業の状況

女性の年齢階級別就業率は、結婚・出産期にあたる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いており、30～34歳で就業率が落ち込んでいます。

また、全国や県の実業率と比較すると、本市における就業率はほぼすべての年代で低くなっています。

図：女性の年齢階級別就業率の状況（2015年）



資料：国勢調査（2015年（平成27年））



(3) ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する現状

① 関係機関への相談件数の推移

配偶者暴力相談支援センターでの相談件数、警察における配偶者からの暴力事案等の相談件数ともに、全国・兵庫県においては、2013年度（平成25年度）以降、増加傾向となっています。

また、兵庫県こども家庭センターでの相談件数をみると、2014年度（平成26年度）以降、急増しています。これは、子どもの目前で配偶者等に対して暴力を振るう面前DVが、児童虐待（心理的虐待）と認識され、警察からこども家庭センターへの通告後、相談対応するケースが増えていることが要因と考えられます。

表：配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移

	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
全 国	99,961 件	102,963 件	111,172 件	106,367 件	106,110 件	114,481 件	119,276 件
兵庫県	6,412 件	7,215 件	7,670 件	7,887 件	8,373 件	8,489 件	8,328 件

資料：男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターの相談件数」

表：警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数の推移

	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
全 国	49,533 件	59,072 件	63,141 件	69,908 件	72,455 件	77,482 件	82,207 件
兵庫県	2,113 件	2,535 件	2,736 件	3,010 件	3,380 件	3,453 件	3,465 件

資料：(全国) 男女共同参画局「配偶者からの暴力に関するデータ」、(兵庫県) 兵庫県警察本部

表：兵庫県こども家庭センターの相談等件数の推移

	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
兵庫県	99 件	233 件	534 件	1,184 件	1,644 件	2,068 件

資料：兵庫県DV防止・被害者保護計画

全国・兵庫県においては、2013年度（平成25年度）以降、DV相談件数が増加傾向となっている一方で、高砂市においては、2019年度（令和元年度）に相談件数の減少が見られます。

現在の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大における社会情勢や市民意識調査結果から、被害者がどこ（だれ）にも相談しなかったというDV問題の潜在化が懸念されています。

表：高砂市でのDV相談件数の推移

		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)
DV相談件数		113件	230件	49件
	子育て支援課	91件	211件	45件
	男女共同参画センター	22件	19件	4件

資料：高砂市

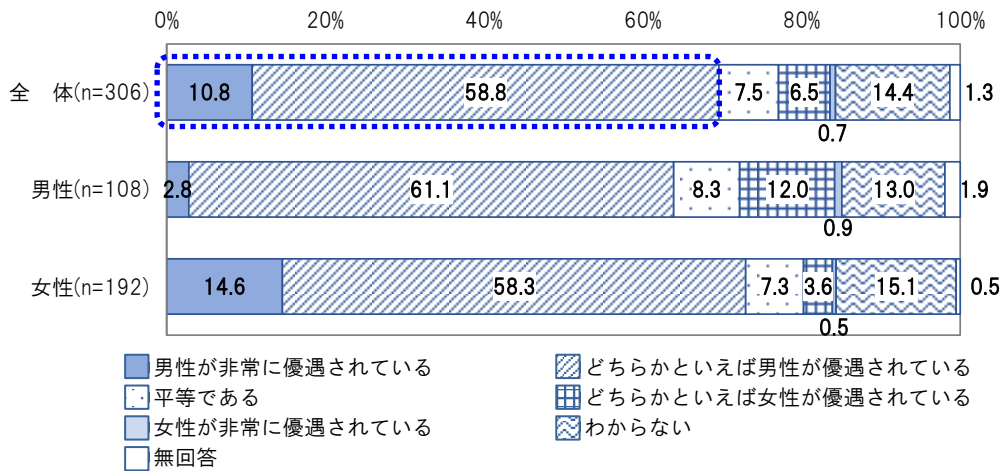


2 市民意識調査結果等からみる高砂市の現状

(1) 男女の平等感について

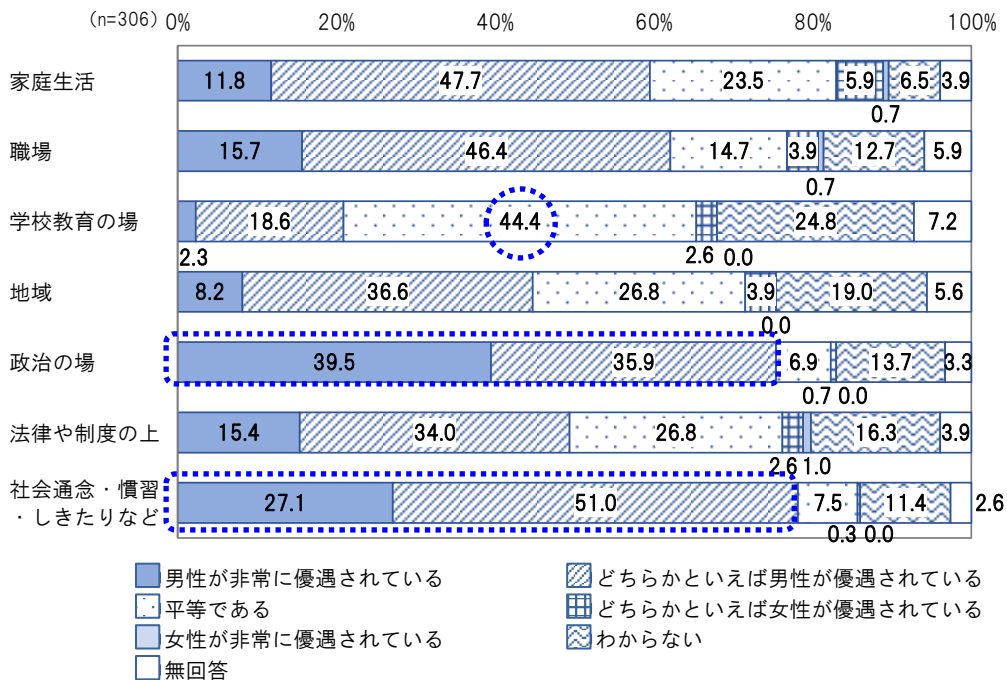
① 社会全体での男女の平等感

全体では「男性が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた『男性が優遇されている』が約7割を占めて高くなっており、性別にみると、男性に比べて女性の方が男性優遇と感じています。



② 分野別にみる男女の平等感

分野別にみると、学校教育の場では「平等である」が4割以上となっているのに対し、その他の分野では『男性が優遇されている』（「非常に」+「どちらかといえば」）が高くなっています。特に、政治の場や社会通念・慣習・しきたりなどでは男性優遇と感じている人が8割近くを占めています。



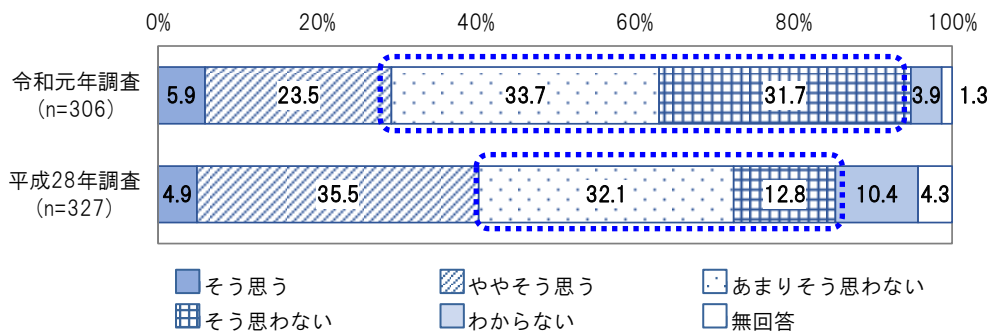
あらゆる場面において平等であると感じることができる環境づくりが求められます

(2) 性別役割分担意識について

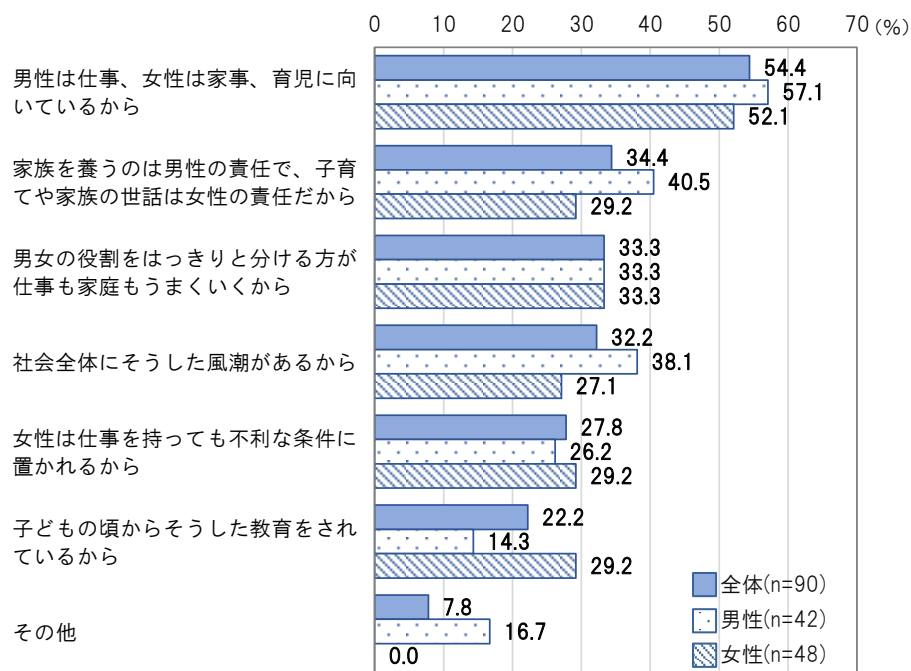
① “男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである” という考え方について

“男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである” という考え方については、「あまりそう思わない」と「そう思わない」を合わせた『そう思わない』（否定的意見）が6割以上を占めて高くなっており、平成28年調査と比較しても20ポイント以上増加し、性別による固定的な役割分担意識を持つ人は少なくなっています。

一方で、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた『そう思う』（肯定的意見）と回答した人の理由では、「男性は仕事、女性は家事、育児に向いているから」が半数以上を占めて最も高く、次いで「家族を養うのは男性の責任で、子育てや家族の世話は女性の責任だから」、「男女の役割をはっきりと分ける方が仕事も家庭もうまくいくから」などの回答が多くなっています。



【そう思う】理由では・・・



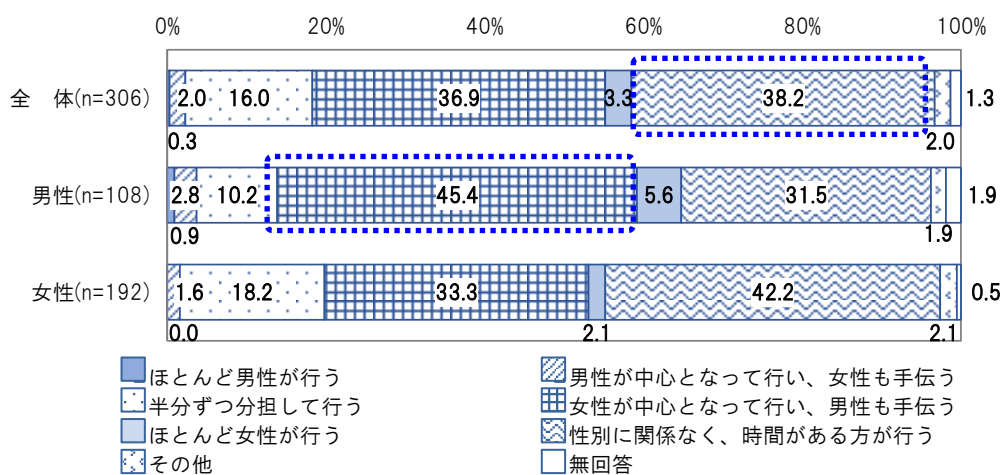
② 家事分担の理想と現実

理想の家事分担について、全体では「性別に関係なく、時間がある方が行う」が4割近くを占めて最も高くなっているものの、男性では「女性が中心となって行い、男性も手伝う」が4割以上を占め、女性中心での分担を理想とする人が半数以上を占めています。

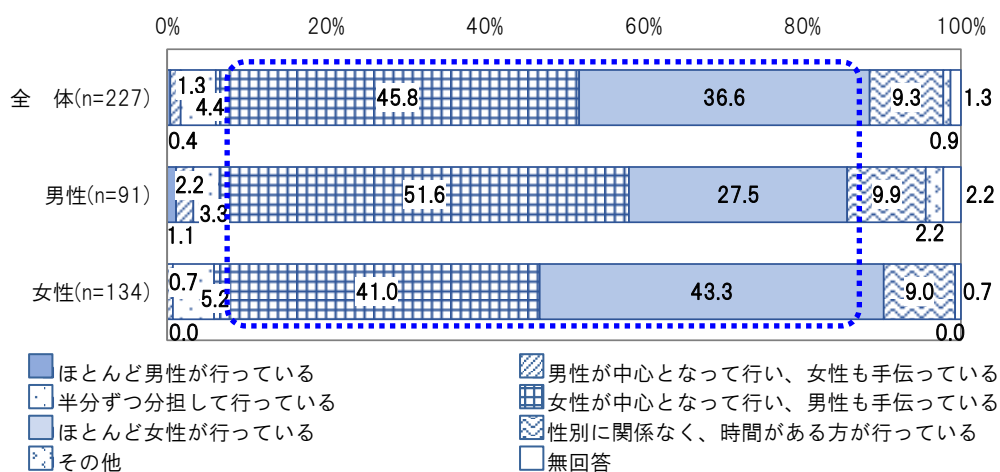
一方で、現実の家事分担では、男女ともに「女性が中心となって行い、男性も手伝う」が4割以上を占めており、「ほとんど女性がやっている」と合わせると、全体では『女性がやっている』と回答した家庭が8割以上を占めています。

理想の家事分担で最も高かった「性別に関係なく、時間がある方が行う」と回答した人の割合は、現実では約1割となっています。

【理想の家事分担】



【現実の家事分担】



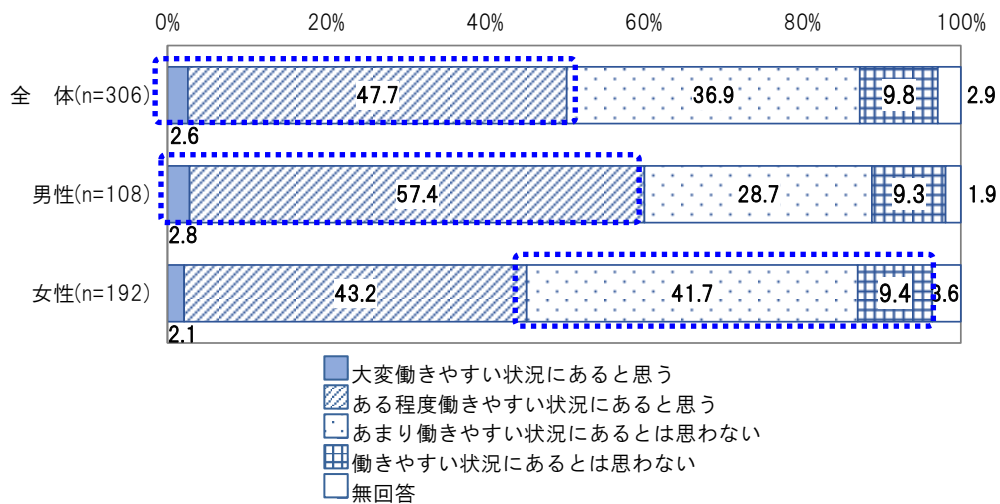
性別役割分担の意識は変革しており、家事分担をともに行うことを理想としている人が多いものの、実践にはつながっていない状況にあります

(3) 女性の社会進出について

① 女性の働きやすさへの評価

女性の働きやすさについては、全体では「大変働きやすい状況にあると思う」と「ある程度働きやすい状況にあると思う」を合わせた『働きやすい状況にあると思う』が約半数を占めているものの、「あまり働きやすい状況にあるとは思わない」と「働きやすい状況にあるとは思わない」を合わせた『働きやすい状況にあるとは思わない』が4割以上となっています。

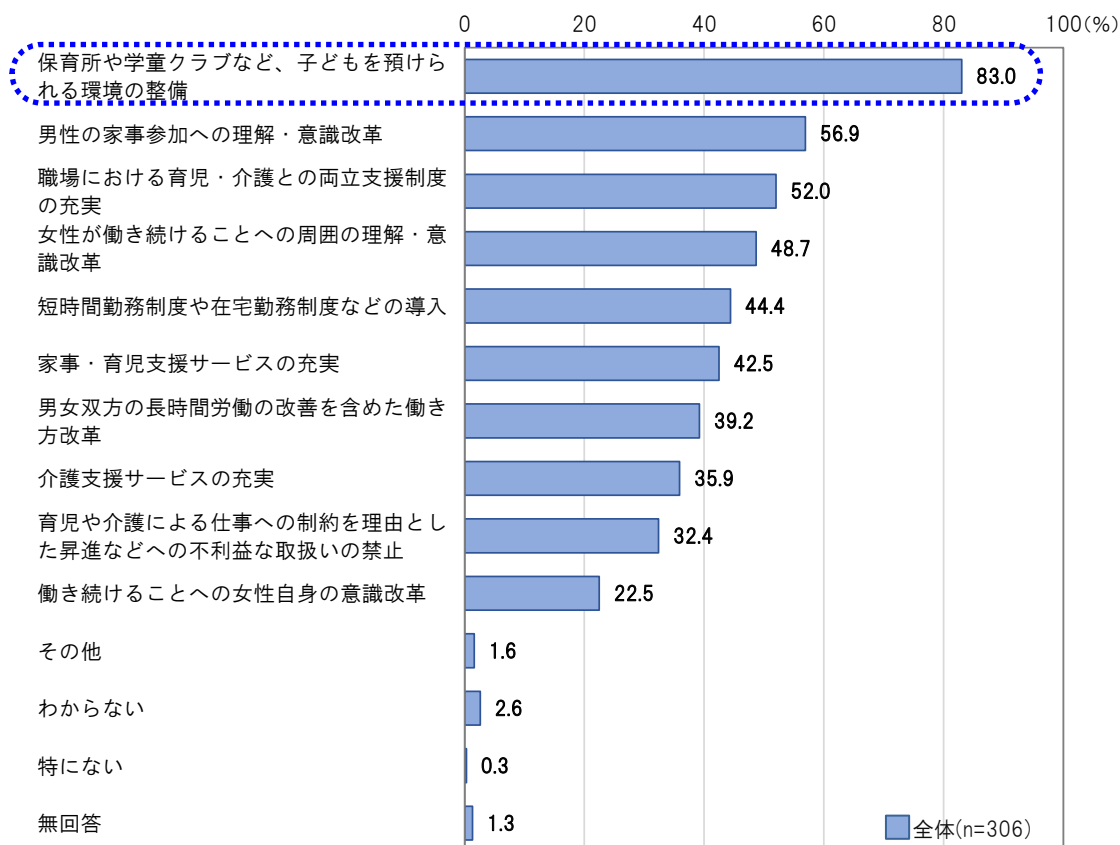
性別にみると、『働きやすい状況にあると思う』が男性では約6割となっているのに対し、女性では『働きやすい状況にあるとは思わない』が約半数を占めており、男性と女性で働きやすさの認識が違ってくるのがわかります。



② 女性が同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なこと

女性が同じ職場で働き続けるためには、「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が必要であると8割以上の方が答えています。

また、「男性の家事参加への理解・意識改革」、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」、「女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革」が必要であると5割近くの方が答えており、支援サービスなどの充実とともに、家庭や職場での理解や意識改革を望む人が多くなっています。



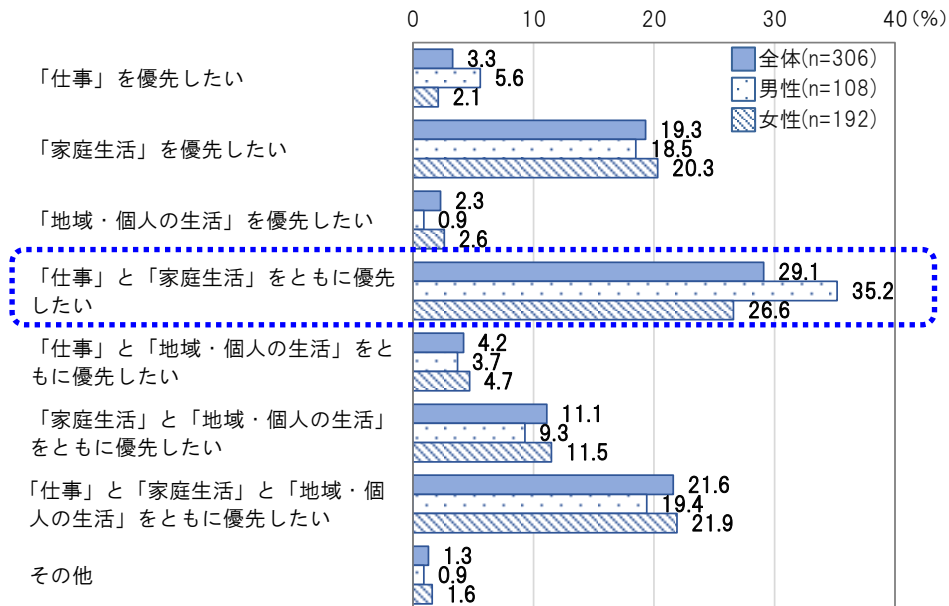
子育てや家事を支援するサービスの充実とともに、周囲の意識改革が望まれています



(4) ワーク・ライフ・バランスについて

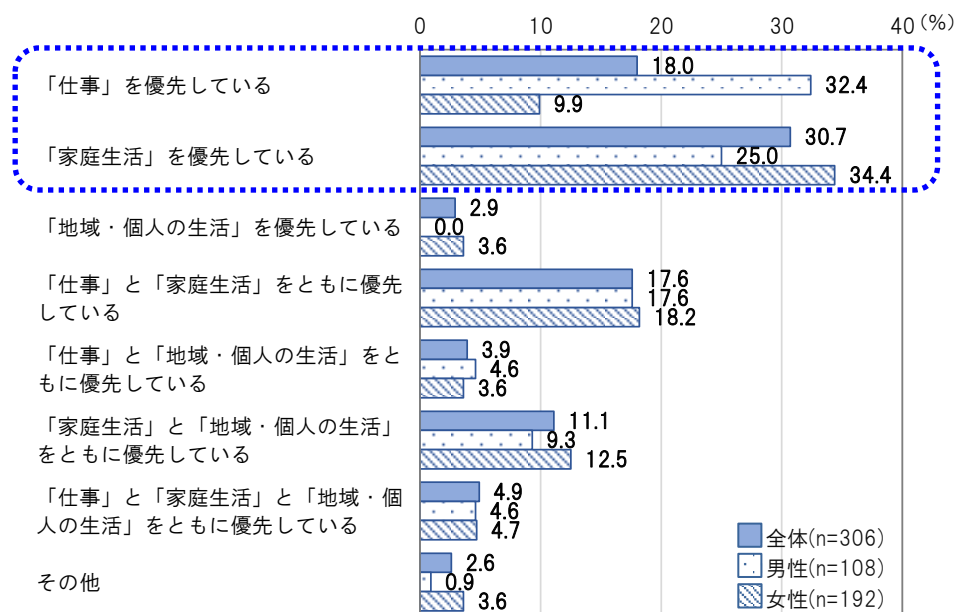
① 生活の中での、仕事、家庭生活、地域・個人の生活の理想の優先度

生活の中での理想の優先度では、男女ともに「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい」が最も高く、次いで「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい、「家庭生活」を優先したい」となっており、比較的“家庭生活”への優先度を高め、バランスよく生活することを理想としている人が多い結果となっています。



② 生活の中での、仕事、家庭生活、地域・個人の生活の現実の優先度

生活の中での現実の優先度では、男性は「仕事」を優先している」、女性は「家庭生活」を優先している」が高くなっています。理想と現実を比べると、仕事や家庭生活を優先している人が多く、両方をバランス良く優先できている人が少ない結果となっています。



理想の生活スタイルが実現できるよう、仕事との両立支援策が求められています

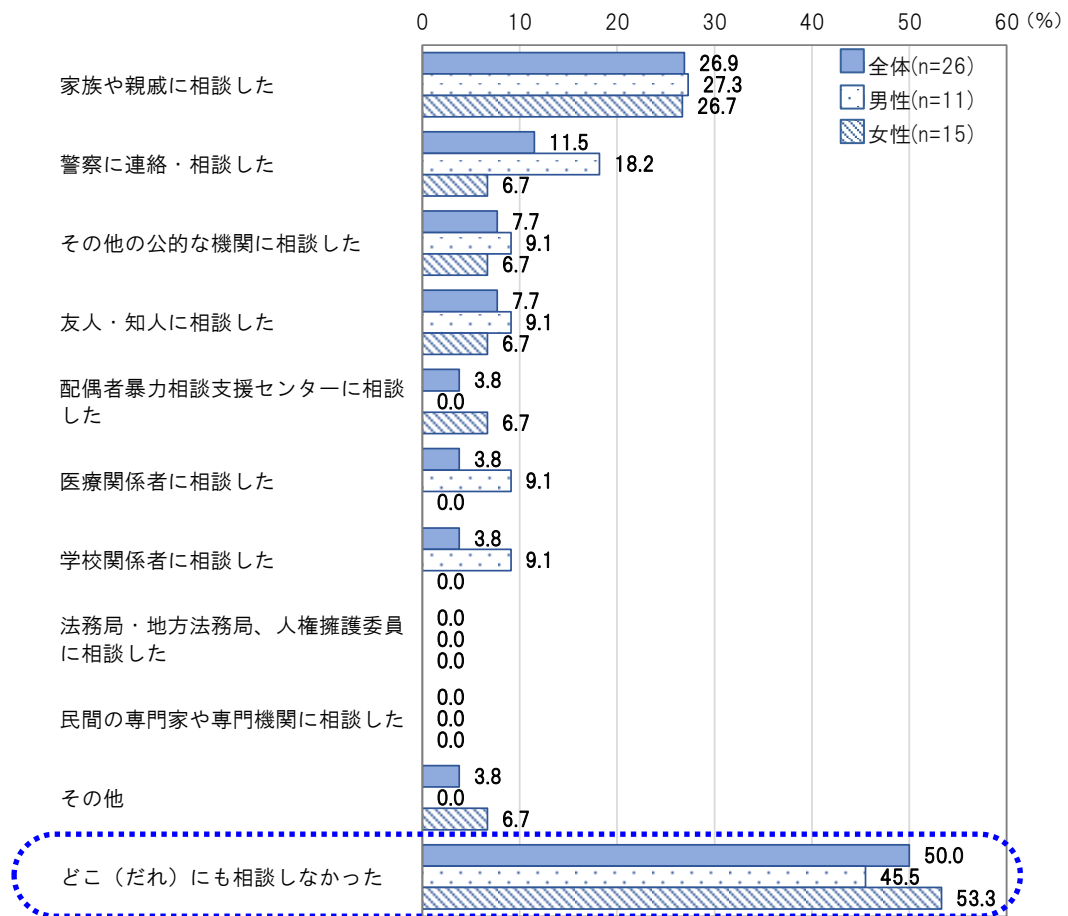
(5) DVの状況について

① 配偶者またはパートナーからDVを受けた時の相談先

配偶者またはパートナーからDVを受けた時の相談先については、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が50.0%と約半数を占めて最も高くなっています。

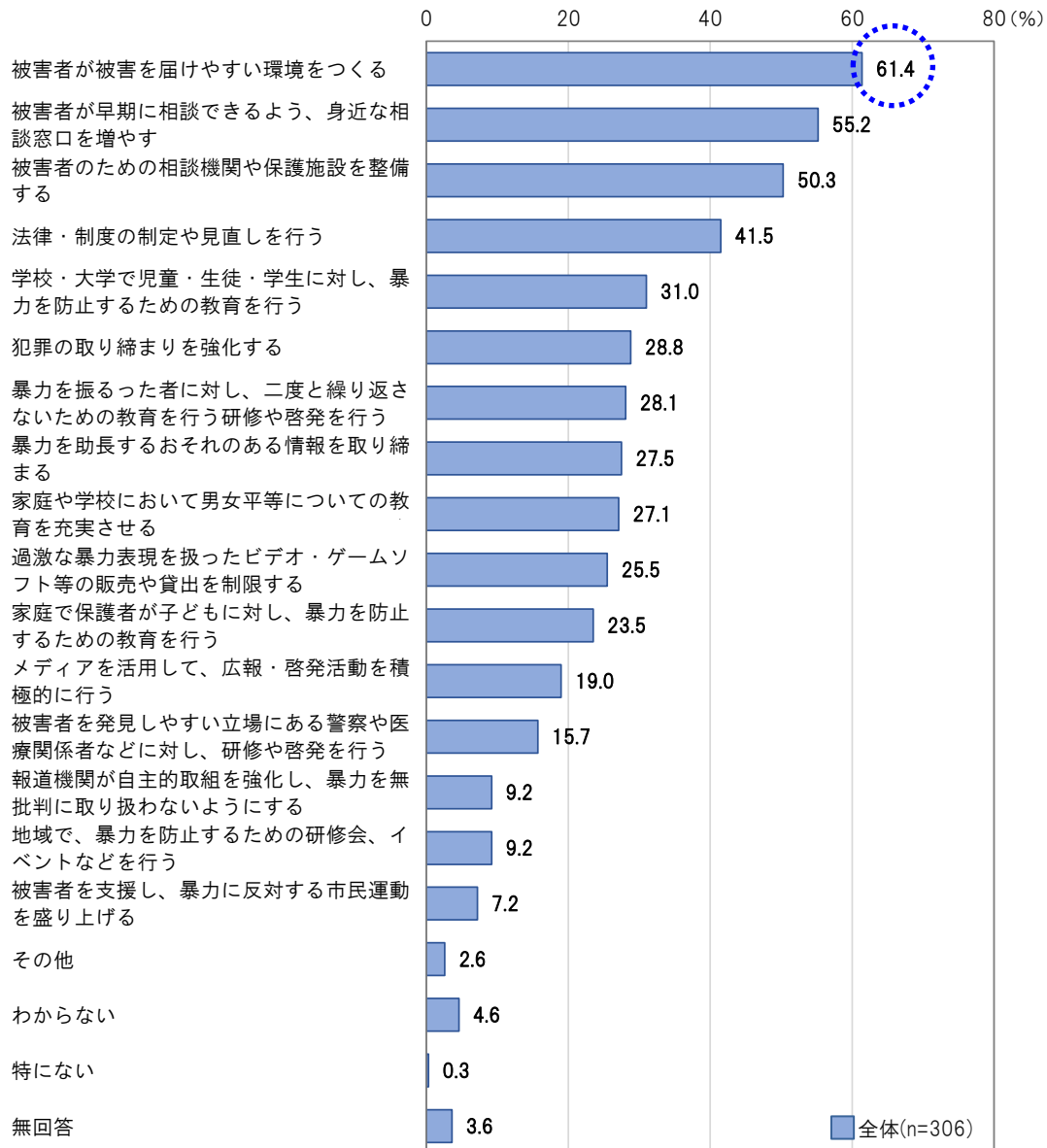
相談した人では、「家族や親戚に相談した」が最も高くなっており、家族や親族、友人・知人などの近い人に相談する人が多く、相談機関への相談が少ない結果となっています。

また、性別にみると、女性では「どこ（だれ）にも相談しなかった」が男性に比べて高くなっており、女性の相談が少ない現状がみられます。



② DVを無くすための対策について

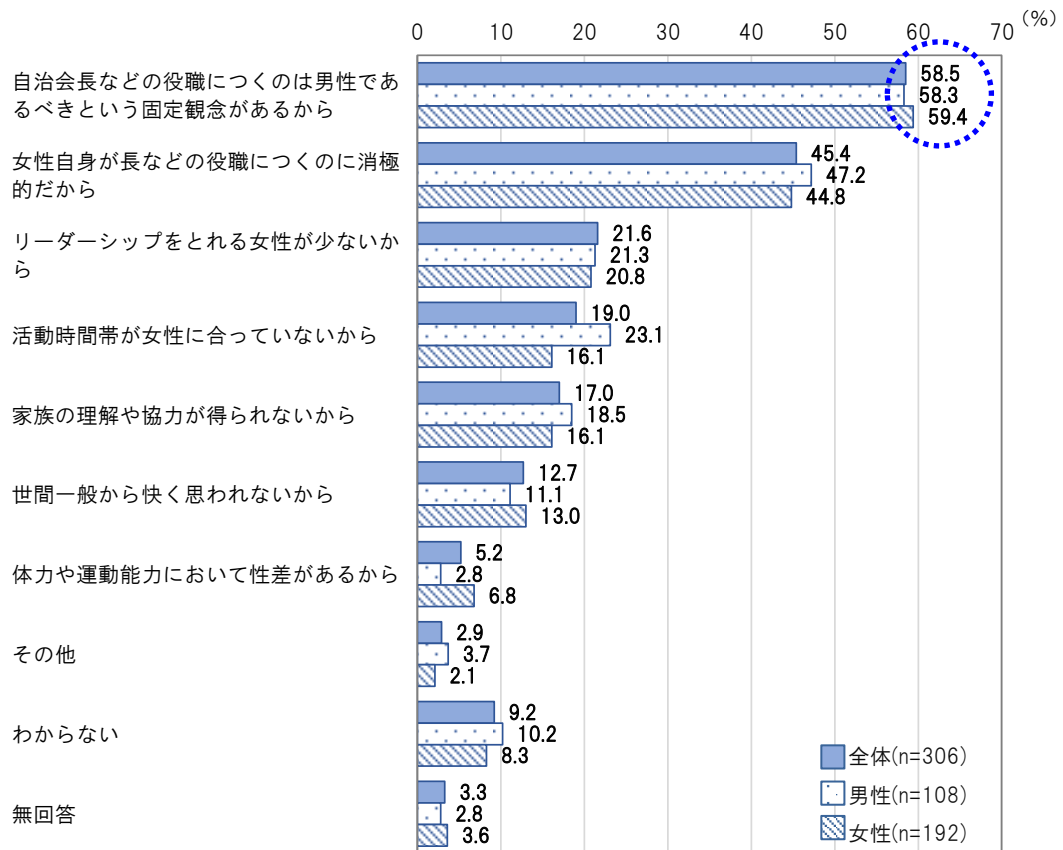
DVを無くすための対策については、「被害者が被害を届けやすい環境をつくる」が6割以上を占めて最も高く、次いで「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」、「被害者のための相談機関や保護施設を整備する」、「法律・制度の制定や見直しを行う」で4割以上となっており、被害者への支援対策の充実を望む人が多くなっています。



被害者支援とともに、暴力を防止するための若年層からの教育や啓発が望まれています

(6) 地域活動について

女性が自治会の長などの役職につくことが少ない理由については、「自治会長などの役職につくのは男性であるべきという固定観念があるから」が6割近くを占めて最も高く、次いで「女性自身が長などの役職につくのに消極的だから」となっており、固定観念と女性自身の意識によるものであるとの回答が多くなっています。



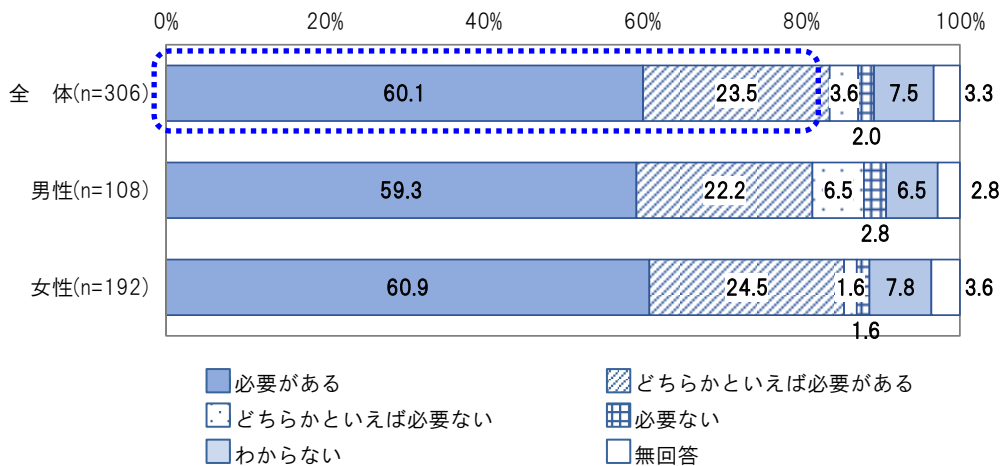
男女がともに地域活動へ参加できるように、固定観念にとらわれない意識の醸成が必要です



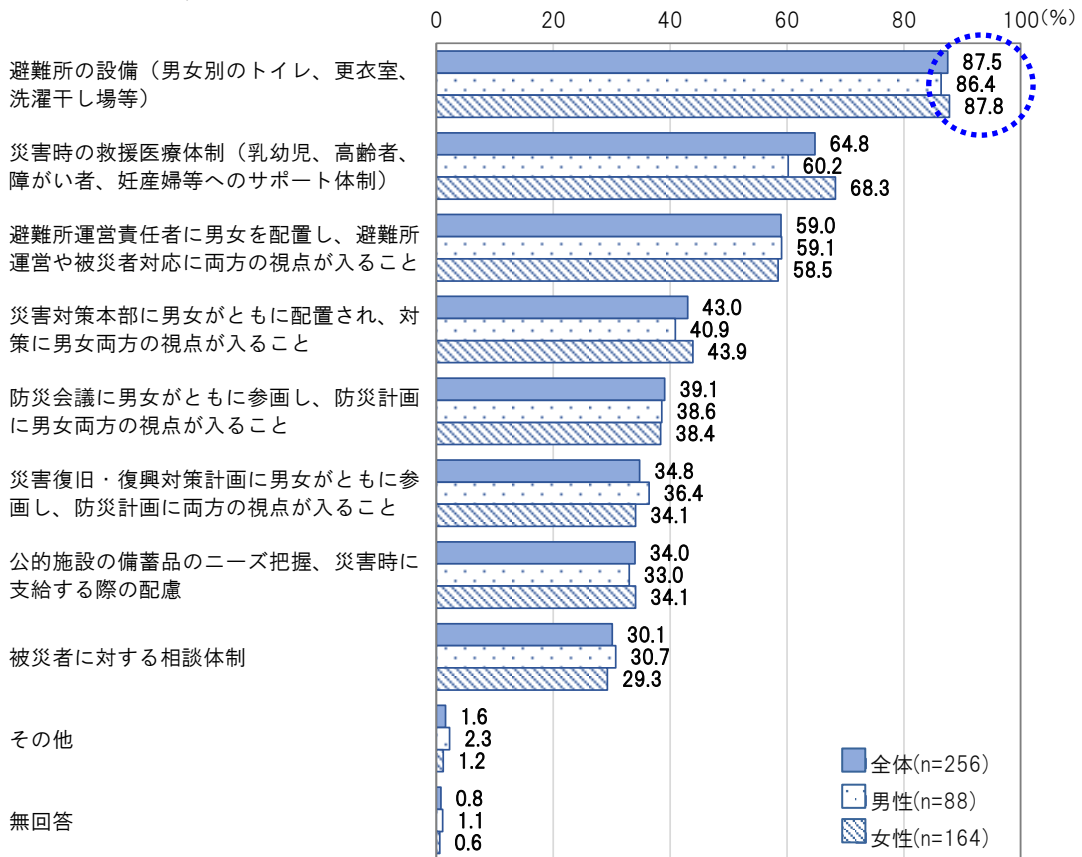
(7) 防災・災害復興対策について

防災・災害復興対策における性別や多様性に配慮した対応については、「必要がある」が約6割を占め、「どちらかといえば必要がある」と合わせると、8割以上の人が『必要がある』と感じています。

性別や多様性に配慮が必要なことからについては、「避難所の設備（男女別のトイレ、更衣室、洗濯干し場等）」が9割近くを占めて最も高く、次いで「災害時の救援医療体制（乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦等へのサポート体制）」、「避難所運営責任者に男女を配置し、避難所運営や被災者対応に両方の視点が入ること」で5割以上となっています。



【必要がある】と回答した人の具体的なことからでは・・・

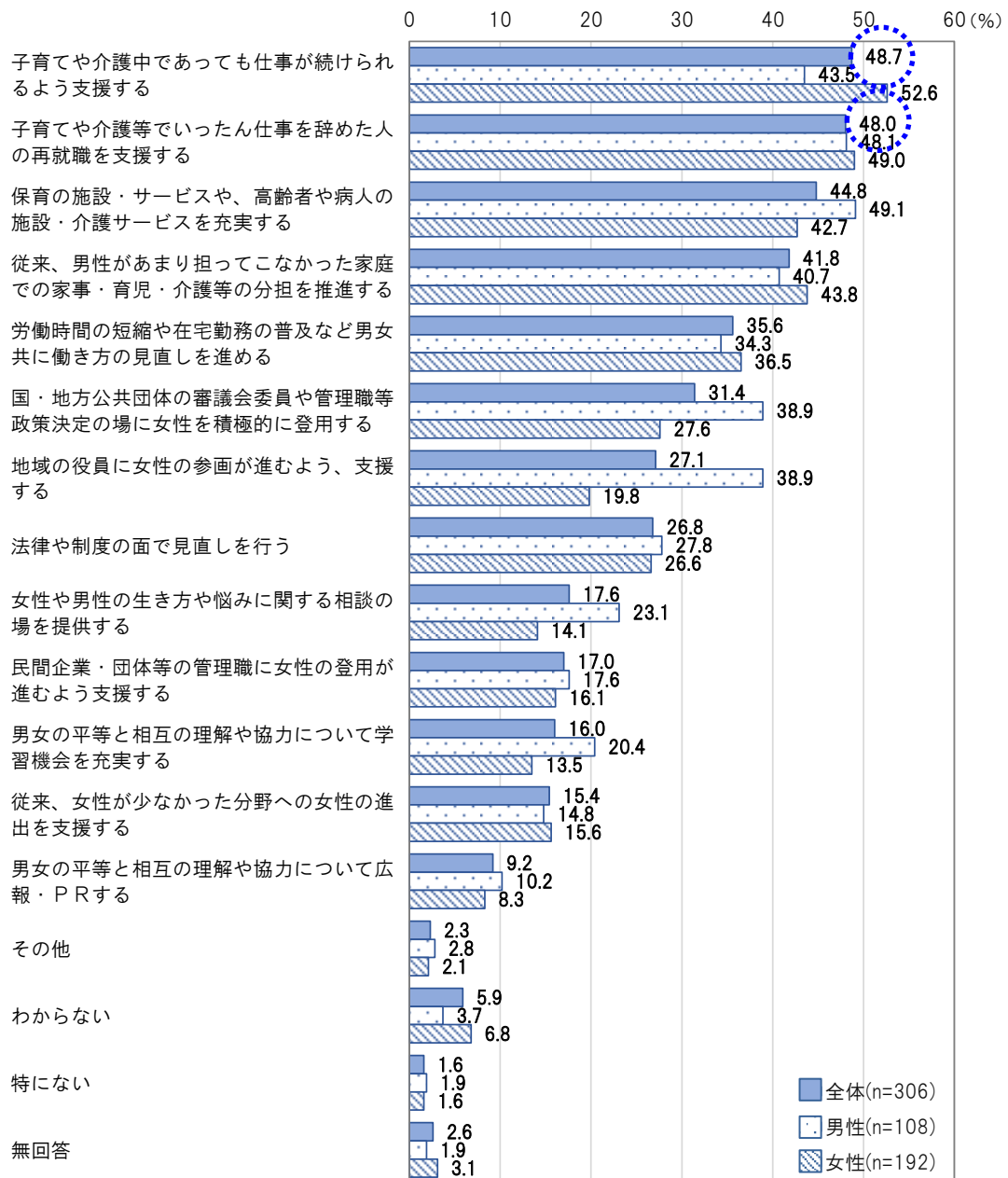


避難所設備や運営などに性別や多様性に配慮した対応が望まれています

(8) 男女共同参画社会を実現するために行政が力を入れることについて

全体では、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」や「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」が半数近くを占めて多くなっています。

性別にみると、男性では「国・地方公共団体の審議会委員や管理職等政策決定の場に女性を積極的に登用する」や「地域の役員に女性の参画が進むよう支援する」が女性に比べて多く、女性では「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」が男性に比べて多くなっています。



子育てや介護を支援するサービスの充実と、家庭や職場での理解が望まれています

3 第2次計画に基づく施策の進捗評価

第2次計画において掲げた取組みや指標について、基本目標ごとに達成状況を評価しました。

【基本目標 I】男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

《施策の取組み状況》

市民の意識改革に向けては、「Cocot」及び「センターNEWS」などの男女共同参画センター情報誌と合わせ、市ホームページや Facebook などの SNS も活用しながら情報発信を行っています。また、男女共同参画だけにとらわれず、性的マイノリティなどを含んだ多様性を認め合う人権意識の高揚に向けて、外部講師を招いた講演会を開催するなど、意識啓発を推進しています。さらに、男性の家庭生活への参画を目的とした講座や教室などについては、平日に仕事をしている男性が参加しやすい時間帯に開催するなど、参加者の拡大に向けて取り組んでいます。

固定的な性別役割分担意識の解消に向けた各種取組みの推進により、評価指標は達成しているものの、社会全体での平等感では数値が悪化しています。また、高砂市男女共同参画センターの認知度は、5年前に比べるとやや上昇しているものの、まだまだ低い状況です。

今後も、さまざまな媒体を活用しながら効果的な情報発信をしていくとともに、各種講座や教室などの場の拡充が必要です。合わせて、メディアを取り巻く環境が大きく変化している現代社会においては、それを読み取る能力も必要となってきたことから、インターネットをはじめ、さまざまなメディアの社会や生活に及ぼす影響や活用の仕方を正しく理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力を育成していくことが必要です。

《評価指標の達成状況》

評価/A：達成、B：数値改善、C：変化なし、D：数値悪化、E：評価不能

評価指標	第2次計画		現状値 (2019年)	評価
	基準値	目標値		
基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革				
「社会全体として男女平等である」と考える人の割合 (市民意識調査より)	17.4%	30.0%	7.5%	D
「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に「反対」または「どちらかと言えば反対」と考える人の割合 (市民意識調査より)	44.9%	50.0%	65.4%	A
「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく、しつける」という考え方に『そう思わない』と考える人の割合 (市民意識調査より)	41.9%	50.0%	52.9%	A
高砂市男女共同参画センターについて「言葉も内容も知っている」とする人の割合 (市民意識調査より)	4.6%	30.0%	5.9%	B

【基本目標Ⅱ】あらゆる分野における女性の活躍

≪施策の取組み状況≫

ハローワーク加古川などの関係機関と連携し、情報提供を行うとともに、「地元企業合同就職面接&相談会」を開催するなど、就業を希望する女性が主体的に職業を選択できる機会を積極的に設けています。また、ひとり親家庭の父母を対象に、就職に有利な技能や資格等の取得のため、さまざまな支援制度やハローワークの職業訓練の情報提供などを行っています。

女性がそれぞれの年代に応じた社会参加について考える場を提供し、地域で自分ができることを発信する機会を設けることを目的としたイベントや、周辺市町と連携した「学生のための働き方パネルディスカッション」を開催するなど、若い世代から働くことへの動機づけを行っています。

市内では、女性の審議会への参画や管理職への登用などは、5年前に比べるとやや改善しているものの、目標には達成していないのが現状です。

女性の活躍を推進するためには、家族や周囲からの理解・協力が不可欠であることから、男性のみならず、若年層や祖父母等、あらゆる世代を対象とした啓発を行う必要があります。

≪評価指標の達成状況≫

評価/A：達成、B：数値改善、C：変化なし、D：数値悪化、E：評価不能

評価指標	第2次計画		現状値 (2019年)	評価
	基準値	目標値		
基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍				
「自治会やNPOなどの地域活動の場」で「男女平等である」と考える人の割合 (市民意識調査より)	31.2%	50.0%	26.8%	D
「自治会・町内会活動」で「夫婦共同」とする人の割合 (市民意識調査より)	41.1%	50.0%	50.2%	A
審議会等への女性委員の登用率	19.5%	30.0%	21.1%	B
女性委員のいない審議会等の数	5	3	8	D
自治会長・町内会長に占める女性の割合	1.6%	10.0%	3.2%	B
防災会議に占める女性委員の割合	13.8%	20.7%	6.9%	D
市における女性管理職の割合	18.6%	30.0%	27.1%	B

【基本目標Ⅲ】仕事と生活の調和の推進に向けた環境整備

《施策の取組み状況》

市ホームページなど、さまざまな媒体を活用し、男女雇用機会均等法の規定による機会均等の確保や職場におけるセクシュアル・ハラスメント対策、企業におけるポジティブ・アクションの推進など、市内企業・事業所に対する情報提供を行っています。

また、既存の「若者しごと相談」に加え、あかし若者サポートステーションやひめじ若者サポートステーションなどと連携し、個別相談やセミナー等を実施するなど、雇用・労働に関する相談機会の拡充を図っています。

女性の就業率は上昇しているものの、家庭生活や職場・就労の場での平等感を感じている人は少なく、目標には達していない状況にあります。

今後も継続してさまざまな媒体等を活用して労働関係法の制度の周知を行うとともに、労働条件・環境の改善・整備に向けて、事業所や事業者に対して啓発を行っていく必要があります。また、仕事と家庭の両立を支える、子育てや介護の支援サービスについても、必要な人が必要なサービスを受けられるような体制を整えていく必要があります。

《評価指標の達成状況》

評価／A：達成、B：数値改善、C：変化なし、D：数値悪化、E：評価不能

評価指標	第2次計画		現状値 (2019年)	評価
	基準値	目標値		
基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和の推進に向けた環境整備				
「ワーク・ライフ・バランス」について「言葉も内容も知っている」とする人の割合 (市民意識調査より)	15.3%	30.0%	24.2%	B
「家庭生活」で「男女平等である」と考える人の割合 (市民意識調査より)	23.2%	50.0%	23.5%	C
「職場や就労の機会」で「男女平等である」と考える人の割合 (市民意識調査より)	15.3%	30.0%	14.7%	C
女性の就業率 (国勢調査より)	40.5%	45.0%	42.0% (2015年)	B
市における男性職員育児休業取得率	0.0%	10.0%	4.8%	B

【基本目標Ⅳ】男女の人権が尊重され、安心して暮らせる環境整備

≪施策の取組み状況≫

デートDVや将来のDV防止のため、若い世代からの正しい知識の習得に向けて、中学生のための「デートDV防止講座」を開催しています。また、DV被害者の早期発見・早期対応に向けて、市ホームページやFacebookなどのSNSを活用しながら相談窓口についての情報発信を行うとともに、市内商業施設にて啓発展示を実施するなど、広く広報を行っています。

また、児童や高齢者への虐待、セクシュアル・ハラスメントなどの暴力防止に向けても、家庭児童相談室や地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、虐待防止ネットワークの構築を図っています。

一方で、DVを受けた人の相談の状況は、5年前に比べると同様の傾向となっています。相談機関の広報・周知を引き続き進めていくとともに、相談することの必要性についても周知していく必要があります。

また、近年、在住外国人の増加が顕著となっていることから、多文化共生のための施策などを引き続き実施していく必要があります。

≪評価指標の達成状況≫

評価/A：達成、B：数値改善、C：変化なし、D：数値悪化、E：評価不能

評価指標	第2次計画		現状値 (2019年)	評価
	基準値	目標値		
基本目標Ⅳ 男女の人権が尊重され、安心して暮らせる環境整備				
DV被害を受けた人のうち相談した人の割合 (市民意識調査より)	50.0%	70.0%	50.0%	C
「デートDV」について「言葉も内容も知っている」とする人の割合 (市民意識調査より)	25.1%	50.0%	25.8%	C
配偶者暴力相談支援センターを知っている人の割合 (市民意識調査より)	19.9%	30.0%	該当項目なし	E
乳がん検診受診率	17.7%	県平均 17.7% (2018年)	15.9%	D

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第2次計画では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目的として、各種施策等を推進してきました。

本計画においても、第2次計画の基本理念を踏襲し、すべての市民が、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会の実現をめざします。

一人ひとりの「個」を尊重した男女共同参画社会の実現

2 基本目標

上記基本理念の実現に向けて、下記5つの基本目標を立てて施策を推進します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

人と人がお互いに人権を尊重し合うことができるよう、家庭・学校・職場などにおける教育・啓発活動を充実します。

基本目標Ⅱ 一人ひとりがいきいきと働ける環境づくり

一人ひとりが、それぞれのライフスタイルに合わせた働き方を選択し、個性と能力を發揮できる労働環境づくりを推進します。

基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶

さまざまな関係機関との連携・協力のもと、暴力を許さない社会環境をつくります。

基本目標Ⅳ あらゆる分野における女性の活躍

女性が活躍することができる環境を整備するとともに、女性自身の意識と能力を高め、あらゆる分野への積極的な参画を促進します。

基本目標Ⅴ だれもが安心して暮らせる環境づくり

だれもお互いに助け合い、安心して暮らせる活力ある地域をつくります。

3 計画がめざす男女共同参画社会

男女共同参画社会が実現した際の具体像をそれぞれの場面ごとに描きました。

家庭では

家族が性別にとらわれず、お互いの生き方を認め合い、尊重し合い、ふれあいのある心豊かな家庭を築いています。

一人ひとりが家事、育児、介護などの家族としての責任を分かち合いながら、家庭と仕事や地域活動との調和のとれた生活を送っています。

DVなど、あらゆる暴力がなく、安心して過ごしています。



職場では

雇用機会や待遇などで性別による格差が解消され、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮しています。

男女ともに育児休業や介護休業を積極的に利用し、ゆとりと充実感を持って仕事と家庭や地域活動を両立しています。

あらゆるハラスメントがなく、それぞれの人格を認め合って安心して働いています。

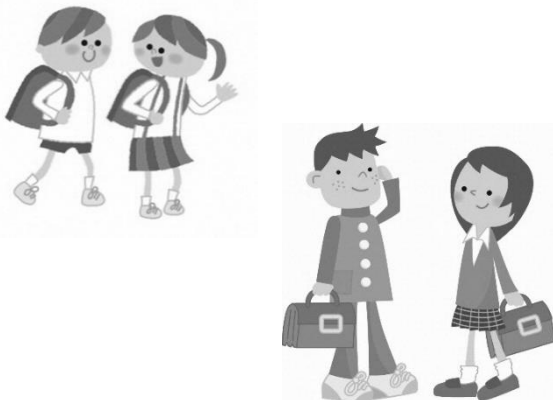


学校では

一人ひとりが個性や能力を伸ばす教育が行われ、性別にとらわれない適性に応じた主体的な進路選択がなされています。

また、互いの性を尊重する学習が、しっかりと行われています。

自分らしさを大切にし、お互いの個性と人権を尊重する子どもが育っています。



地域では

性別分担意識に基づく慣習やしきたりが見直され、地域での子育てやまちづくりなどの活動に、男女が共にいきいきと参画しています。

地域における方針の立案や決定過程に男女が共に参画し、多様な考え方を活かした防災活動や環境保全活動などの地域活動が行われています。





4 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策
一人ひとりの「個」を尊重した男女共同参画社会の実現	基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	(1) 男女共同参画推進に向けた広報・啓発の充実 【重点課題】 (2) 男女共同参画推進に向けた教育・学習の充実 (3) 表現における男女共同参画の推進
	基本目標Ⅱ 一人ひとりがいきいきと働ける環境づくり	(1) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保 (2) 多様な働き方を可能にする環境整備 【重点課題】 (3) 家庭生活・地域活動への男性の参画促進 (4) 子育てや介護を支える環境整備
	基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶	(1) あらゆる暴力の防止に向けた啓発・教育の推進 (2) 相談体制の充実 【重点課題】 (3) 被害者の安全の確保と自立支援
	基本目標Ⅳ あらゆる分野における女性の活躍	(1) 女性活躍推進に向けた広報・啓発の充実 (2) 政策・方針決定の場への女性の参画促進 【重点課題】 (3) 女性のエンパワメントの推進 (4) 社会・地域活動における男女共同参画の促進
	基本目標Ⅴ だれもが安心して暮らせる環境づくり	(1) 生涯を通じた心身の健康づくりの推進 (2) だれもが安心して暮らせる環境整備 (3) 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進 【重点課題】

第4章 施策の方向

基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

○現状と課題○

市民意識調査結果によると、社会全体で男女が「平等である」と感じている人の割合は、1割を下回っており、家庭、職場、地域などさまざまな場面において男性が優遇されていると感じている人が多いことがわかります。「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方は時代とともに解消されつつあるものの、年代によっては根強く固定的な性別役割分担意識が残っているのが現状です。

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる場面において平等であると感じることができ環境づくりと「男女共同参画の推進」について認識・理解を深めるため、さまざまな機会や広報媒体を通してわかりやすい啓発活動を進めていく必要があります。また、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行や社会通念を解消し、一人ひとりが男女平等の視点に立った意識づくりを行うことが重要です。

学校や就学前施設における教育は、家庭教育と同じように児童・生徒の意識の形成にとって重要な役割を果たしており、それらを通じて、男女平等についての意識を養うことが男女共同参画社会の基盤形成につながります。次世代を担う子どもに対して、家庭や学校、地域など、あらゆる場を通じて、性別に関係なく、一人ひとりの人権を尊重し合える意識づくり、環境づくりが必要です。

○評価指標○

指標	基準値	目標値
高砂市男女共同参画センターについて、 「言葉も内容も知っている」とする人の割合 (市民意識調査より)	5.9%	20%以上
家庭での役割に満足している人の割合 (市民意識調査より)	61.4%	80%以上

(1) 男女共同参画推進に向けた広報・啓発の充実 《重点課題》

① 広報・啓発活動の充実

※2021年（令和3年）4月時点の組織名を記載しています（以降、同様）

施策・事業	概要	担当課
男女共同参画に関する積極的な情報提供と啓発活動の推進	広報たかさごや市ホームページ、情報誌などさまざまな媒体を通じて情報提供を進め、「男女共同参画週間」などのさまざまな機会において啓発活動を推進します。	男女共同参画センター
フォーラムや講演会、講座等の開催を通じた意識づくり・意識改革	男女共同参画や人権に関する講演会や講座などを開催し、市民の意識の深化・定着を図ります。	人権推進課 男女共同参画センター

② 男女共同参画に関する調査の実施と情報の収集・提供

施策・事業	概要	担当課
男女共同参画に関する調査研究の実施	市民のニーズや実態などを男女共同参画に関する各施策に反映するための調査研究をし、それらの結果の情報発信に努めます。	男女共同参画センター
男女共同参画に関する法律・制度等の理解促進と資料等の利用促進	男女共同参画に関する法律や制度等について、広く市民にその内容を周知し、また、男女共同参画に関するパンフレットや書籍、資料等の充実と利用促進に努めます。	男女共同参画センター



(2) 男女共同参画推進に向けた教育・学習の充実

① 家庭教育・社会教育における男女共同参画の推進

施策・事業	概要	担当課
男女共同参画の視点に立った家庭教育への支援	男女共同参画の視点に立った家庭教育を支援するため、子育て中の親などを対象とした講座など学習機会を提供します。	男女共同参画センター 幼児保育課
社会教育における男女共同参画の視点に立った学習機会の充実	性別による固定的な役割分担にとらわれない意識づくりができるよう、身近な場において、男女共同参画の視点に立った学習機会の充実を図ります。	公民館 教育センター
学習環境の整備、充実	育児中の親が参加しやすいよう、一時保育付きの講座などの充実を図るとともに、一時保育を担う保育士等の確保・拡充に努めます。	男女共同参画センター

② 学校教育における男女共同参画の推進

施策・事業	概要	担当課
男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	児童生徒の発達段階に応じ、性別による固定的な役割分担意識の解消や人権尊重などの視点に立った教育を進めます。	学校教育課

③ 市職員に対する研修・教育の充実

施策・事業	概要	担当課
市職員の男女共同参画に関する理解の促進	男女共同参画に関する研修や学習の機会を提供し、職員の理解の促進を図ります。	人事課
教職員の男女共同参画に関する理解の促進	教職員を対象に、研修等を通して、男女共同参画についての正しい理解と認識を深めるための取組みを進めます。	学校教育課

(3) 表現における男女共同参画の推進

① 行政刊行物における表現への配慮

施策・事業	概要	担当課
男女共同参画の視点に立った市の刊行物等の発行	市が発行する刊行物などの表現において、固定的な性別役割分担意識や性差別を助長することがないよう配慮します。	男女共同参画センター シティプロモーション室

② メディア・リテラシーのさらなる育成・向上

施策・事業	概要	担当課
メディア・リテラシーに関する広報・啓発の推進と学習機会の提供	男女共同参画や人権尊重の視点に立ち、メディアからのさまざまな情報を、主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を身に付けるため、メディア・リテラシーに関する広報・啓発及び、学習機会の充実を図ります。	人権推進課 男女共同参画センター
情報教育の充実	児童生徒の発達段階に応じ、情報を主体的に選択・活用できる能力や、情報社会に参画する態度等の育成を図ります。	学校教育課

市民・事業所等ができること

- 男女共同参画に関する情報を積極的に収集しましょう。
- 研修会や講演会、講座に参加するなど、男女共同参画の問題に関心を持ちましょう。
- 情報を発信するときは、その表現が性別による固定的役割分担意識を助長させることがないよう心がけましょう。
- 学校で学んだ男女共同参画や人権に関することを家庭で話し合しましょう。

基本目標Ⅱ 一人ひとりがいきいきと働ける環境づくり

○現状と課題○

これまで、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正により、女性労働者の処遇の改善や、意欲、能力を活かす取組みが行われてきました。本市における女性の労働力に関するM字カーブは全国と同様になだらかになってきています。

しかし、M字カーブ自体は未だに解消されておらず、社会や職場での固定的な性別役割分担意識や男性中心の職場慣行が残っています。

市民意識調査結果によると、職場にて男女平等であると感じている人は約1割しかおらず、約6割の人が男性優遇であると感じています。また、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が流行するような非常時においては、男性より女性の方が職を失いやすい懸念があります。職場において、男性と女性が対等の立場で仕事をしていくためには、女性が妊娠や出産等により不利益を受けたり、性別によって差別されたりすることがないように、男女の格差をなくし、男女ともに能力を十分に発揮できる雇用環境を整備していく必要があります。

また、男女が固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、ともに社会に参画するためには、ワーク・ライフ・バランスを実現させることが極めて重要です。

家庭内における家事分担について、市民意識調査結果によると、「性別に関係なく、時間がある方が行う」ことが理想ではあるものの、現実では女性が主として行っており、性別に関係なく家事分担を行っている家庭は1割程度となっています。

男女がともに自分らしい生き方を選択でき、仕事と子育て、介護、地域活動などが両立できる社会の実現に向けて、近年の多様なライフスタイルやニーズに対応できるよう、子育てや介護を支える環境整備や、男性の家庭生活・地域活動への参画を促進する取組みを進めていく必要があります。

○評価指標○

指標	基準値	目標値
「ワーク・ライフ・バランス」について、「言葉も内容も知っている」とする人の割合 (市民意識調査より)	24.2%	30%以上
市における男性職員育児休業取得率	4.8%	10%以上
地域活動に「いずれも参加していない」と回答した人の割合 (市民意識調査より)	40.5%	30%以下

(1) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保

① 働く場における男女平等の徹底とポジティブ・アクションの促進

施策・事業	概要	担当課
企業への情報提供と啓発活動の促進	市内事業所に対して、働く場における男女の均等な機会と待遇を確保するため、労働に関する法制度の周知徹底を図ります。	産業振興課
	市内事業所に対して、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定や自社の女性活躍に関する情報公表に積極的に取り組むよう、広報・啓発活動を推進します。	男女共同参画センター
農林水産業・自営業等に従事する女性の労働条件・環境の整備	農林水産業や商工業等の自営業に携わる女性や農林水産業関係組織・団体等で働く女性がその能力を発揮できるよう、労働条件・労働環境の改善を働きかけます。	産業振興課

② 雇用・労働に関する相談体制の充実

施策・事業	概要	担当課
雇用・労働に関する相談体制の整備・充実	国や県、関係機関等と連携し、雇用・労働に関する専門的な相談・支援を必要とする人に対し、必要なサービスが提供できる場の整備を進めます。	産業振興課

③ 働く場における健康管理・支援の充実

施策・事業	概要	担当課
健康管理対策の充実	働く全ての人の健康を保持するため、市内の中小企業従業員を対象とした健康診断を実施するとともに、健康診断に対する助成を行います。	産業振興課
	労働安全衛生週間に関する啓発などを通じて、だれもが心身ともに健やかに、安心して働くことができる職場づくりを促進します。	
働く女性が安心して子どもを産むことができる環境整備	女性が働きながら安心して子どもを産むことができる環境整備ができるよう、母性健康管理指導事項連絡カードの周知・啓発を進めます。	健康増進課
	働く場における母性保護や健康に関する相談窓口の周知を図ります。	健康増進課
妊娠・出産する女性の就業機会の確保	事業主に対して、妊娠・出産を理由とする不利益な取り扱いを行わないよう周知啓発を進め、妊娠・出産する女性の就業機会の確保に努めます。	産業振興課

(2) 多様な働き方を可能にする環境整備 《重点課題》

① ワーク・ライフ・バランスの意識醸成

施策・事業	概 要	担当課
ワーク・ライフ・バランスの周知徹底	市民や市内事業所等に対し、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての周知・啓発を進めます。	産業振興課 男女共同参画センター

② 多様な働き方を可能にする労働環境づくり

施策・事業	概 要	担当課
育児・介護休業制度の定着促進	市内事業所における育児・介護休業制度の実態把握に努めるとともに、事業所に対し、育児・介護休業を取得しやすい職場づくりに向けた取組みを働きかけます。	産業振興課
労働時間の短縮やフレックスタイム制等の普及啓発	労働時間の短縮やフレックスタイム制など多様かつ柔軟な働き方が選択できる制度の普及啓発を進めます。	産業振興課
市によるモデル的な取組みの推進	市がワーク・ライフ・バランスを実現する事業体のモデルとなるよう、育児・介護休業制度の積極的な取得や労働時間の短縮に向けた取組みを進めます。	人事課
非正規雇用労働者の労働条件・環境の整備	事業主を対象に、パートタイム・有期雇用労働法などの関連する法制度の周知徹底などを通じて、非正規雇用労働者（パートタイム労働者や有期雇用労働者、派遣労働者）の適正な労働条件・環境の改善・整備に向けた啓発を行います。	産業振興課
	労働者を対象に、関連する法制度などの情報提供を進めるとともに、苦情相談窓口などの周知を図ります。	

③ 性別にとらわれないキャリア選択の推進

施策・事業	概 要	担当課
職業教育・キャリア教育と進路指導の充実	小中学校において、社会人、職業人として基本的な資質能力を育成するとともに、性別による固定的な職業・進学にこだわらず、児童生徒が将来の生き方を考え、生徒一人ひとりの個性・資質をもとに自己の実現を図れるよう指導・支援を行います。	学校教育課

(3) 家庭生活・地域活動への男性の参画促進

① 男性の家庭生活への参画促進

施策・事業	概要	担当課
男性の意識づくりと学習機会の提供	男性の生活の自立を促進し、性別による固定的な役割分担意識の解消や、男性が家庭生活に関する技術を習得できる学習機会を提供します。	男女共同参画センター 公民館
	男女がともに育児を担うという意識づくりや父親の子育て意識の高揚を図るとともに、父親が育児の知識や技術を身につけられる機会を提供します。	子育て支援課
	社会福祉協議会と連携し、男女がともに介護を担うことの大切さについての啓発を進めるとともに、介護に関するボランティア講座等の充実を図ります。	地域福祉課

② 男性の地域活動への参画促進

施策・事業	概要	担当課
地域のさまざまな活動への男性の参画支援の充実	社会福祉協議会等と連携し、地域における福祉活動等に男女を問わず参画できるよう広報誌や市ホームページにて周知・啓発を図ります。	地域福祉課
	自治会や地域団体などへの啓発に取り組み、男女を問わずボランティア活動や地域活動に参画できる環境づくりを進めます。	地域振興課



(4) 子育てや介護を支える環境整備

① 子育てを支える環境の整備

施策・事業	概要	担当課
多様な保育サービスの充実	働き方を含めたライフスタイルの多様化などによる保育ニーズに対応するため、多様な保育サービスの充実を図るとともに、質の向上をめざします。	幼児保育課 子育て支援課
子育てに関する情報提供と相談機能の充実	妊娠・出産や子育てに関するさまざまな悩みや不安に対応できるよう、各種相談機能や情報提供機能のネットワーク化を図り、相談体制の充実に努めます。	子育て支援課 健康増進課
子育てにかかる経済的負担の軽減	子育てに必要な費用の軽減措置や制度に関する情報の啓発を進め、必要に応じて支援措置を講じます。	子育て支援課 (関係各課)
地域で支え合う子育て支援の充実	ワーク・ライフ・バランスの推進や地域の子育て支援の充実を図るため、ファミリーサポートセンター事業の周知と登録会員の増加に努めます。	子育て支援課
	子育てや児童健全育成活動などの自主サークルの育成・支援を進めるとともに、子育て支援センターを拠点としたネットワークの構築を進めます。	
	地域ぐるみで子どもを見守るため、PTAや地域団体が自主的に安全・安心のまちづくり活動ができる環境づくりを進めます。	危機管理室
	子どもに関する諸問題について、家庭、学校、地域が連携して対応できるよう、地域と共にある学校づくりを推進し、教育活動の充実を図ります。	学校教育課

② 介護を支える環境の整備

施策・事業	概要	担当課
介護サービスの充実と質の向上	住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域密着型サービスや居宅サービスなどの在宅サービスの一層の充実を図ります。 また、利用者に対して適切な介護サービスの提供ができるよう、介護事業者に対して指導・助言等を行います。	介護保険課
介護に関する情報提供と相談機能の充実	介護サービスや事業者に関する情報提供の充実を図るとともに、市の各課窓口や地域包括支援センター、協力センターにおいて介護に関する相談機能の充実を図ります。	介護保険課
地域で支え合う介護支援の充実	地域包括支援センターを中心に、協力センター、社会福祉協議会、健康福祉事務所等の関係機関によるネットワークづくりを進め、地域ケア体制の構築を図ります。	地域福祉課

市民・事業所等ができること

- 企業や事業所は、ワーク・ライフ・バランスへの取組みを進めるなど、育児や介護を担う労働者が働き続けやすい職場環境の整備に努めましょう。
- 家族一人ひとりの個性や生き方、考え方を尊重し、家事や育児、介護などを家族みんなで協力しましょう。
- 身近に育児や介護に不安を感じている人がいるときは、関係機関に相談するように勧めましょう。
- 家事や育児、介護に関するサービスについての情報を積極的に収集し、活用しましょう。



基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶

○現状と課題○

あらゆる暴力は、被害者の人権を著しく侵害するものであり、性別や年齢を問わず、決して許されるものではありません。

現在、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大により、生活不安・ストレスからのDV等の増加、深刻化が懸念されており、あらゆる暴力の根絶に向けた取組みが必要となります。特に、DVにおける被害者の多くは女性であり、その背景には性別による固定的な役割分担意識や、経済力の格差があると言われており、男女共同参画社会を形成するうえで深刻な社会問題として、人々への理解も深まっています。

しかし、市民意識調査結果によると、DVを受けたことがある人のうち、配偶者またはパートナーから暴力を受けた時の相談先について「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人が5割を占めており、相談しなかった理由として、「相談しても無駄だと思ったから」と回答した人が最も多いことが現状となっています。

人権の擁護という観点からも、子どもの頃からの意識の醸成に向けた啓発・教育をより一層推進していくなど、DVや児童、高齢者、障がいのある人などの社会的弱者への虐待等、あらゆる暴力の予防と根絶の基盤づくりを進めるとともに、暴力の形態に応じた幅広い被害者支援に向けた取組みが必要です。そのため、被害者が速やかに、いつでも安心して相談ができる相談機関の周知徹底を行うとともに、相談体制の連携をより一層強化し、被害者の自立等に向けて切れ目ない支援が必要となります。

○評価指標○

指標	基準値	目標値
DV被害を受けた人のうち相談した人の割合 (市民意識調査より)	50.0%	70%以上
「デートDV」について、 「言葉も内容も知っている」とする人の割合 (市民意識調査より)	25.8%	50%以上

(1) あらゆる暴力の防止に向けた啓発・教育の推進

① DV防止に向けた市民への啓発・教育の推進

施策・事業	概要	担当課
市民への啓発の推進	広報たかさご、情報誌、市ホームページ、パンフレットや講演会などあらゆる機会を活用し啓発を行います。	男女共同参画センター
	民生・児童委員、校区人権教育推進委員等地域における活動者への研修などを通じて、地域の啓発を推進します。	人権推進課 地域福祉課
若年層に対する啓発の推進	学校教育を通じて、DVやデートDVの防止に関する学習を実施します。	学校教育課 男女共同参画センター

② あらゆる暴力の防止促進

施策・事業	概要	担当課
あらゆる暴力を決して許さない社会的認識の促進	DVや児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待などの早期発見・早期対応に向け、市民に対し、通告義務や相談窓口の周知徹底を図り、あらゆる暴力被害の潜在化の防止に努めます。	男女共同参画センター 子育て支援課 健康増進課 地域福祉課 障がい福祉課
セクシュアル・ハラスメント対策の強化	あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発及び取組みを進めます。	男女共同参画センター 産業振興課
市職員に対する暴力根絶に関する理解の促進	市職員を対象に、DVやセクシュアル・ハラスメントに対する正しい理解と認識を深めるための研修などを実施します。	人事課

(2) 相談体制の充実 **《重点課題》**

① 安心して相談できる体制づくり

施策・事業	概要	担当課
DV被害の通報体制の整備	「DV被害者対応マニュアル」に基づき、安心して相談できる体制づくりを進めます。	男女共同参画センター
	保健・医療機関、学校関係者、福祉関係者など、DVを発見しやすい立場にある職員に対し、パンフレット等の配布や研修などのあらゆる機会を通じて、通報窓口や通報方法を周知します。	健康増進課 学校教育課 子育て支援課
相談窓口の市民への周知	広報たかさご、情報誌、市ホームページ、DV防止カードの設置や講座の実施など、あらゆる機会を通じ、相談窓口の周知を図ります。	男女共同参画センター
相談機関相互の連携強化	情報を県や警察、市の関係各課の相談機関で共有することにより、被害者の負担の軽減を図ります。 また、被害者が安心して相談することができるよう、相談体制の連携強化と維持を図ります。	男女共同参画センター
被害者へのさらなる被害（二次的被害）の防止	市職員のDVに対する理解を深め、被害者へのさらなる被害（二次的被害）を防止します。	人事課 男女共同参画センター

② 外国人・高齢者・障がい者の被害者等への相談の充実

施策・事業	概要	担当課
外国人に対する支援	DVに関する外国人向けパンフレット等を設置し、外国人に対する情報提供を行います。 また、国際交流協会の通訳等の支援を受け、外国語通訳者を活用し、外国人被害者との適切な意思疎通を図ります。	文化スポーツ課 (国際交流協会)
高齢者に対する支援	地域包括支援センターと連携し、高齢者に対する適切な支援を図ります。	地域福祉課
障がい者に対する支援	障がい者虐待防止センターとして被害者や家族に対する適切な支援を行います。 また、手話通訳者を確保し、聴覚障がいがある方との適切な意思疎通を図るよう努めます。	障がい福祉課

(3) 被害者の安全の確保と自立支援

① 被害者の安全確保の体制づくり

施策・事業	概要	担当課
被害者の安全確保	被害者や家族の安全を確保するため、必要に応じて、警察や医療機関、その他関係機関との連携を図り、一時保護や施設入所などの支援を行います。	子育て支援課 地域福祉課 障がい福祉課 生活福祉課 男女共同参画センター
住民基本台帳の閲覧制限	住民基本台帳の閲覧制限が円滑にできるよう担当職員の支援措置制度に関する理解を深めます。	市民窓口課
被害者に関する情報の保護	被害者に関する情報取扱マニュアルを整備し、住民基本台帳のほか、国民健康保険、介護保険、児童手当など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署における情報管理を徹底します。	市民窓口課 子育て支援課 国保年金課 介護保険課
	学校園において、被害者及び同伴する子の情報管理を徹底します。	幼児保育課 学校教育課

② 関係機関との連携

施策・事業	概要	担当課
DV防止ネットワークの構築	関係機関とのDV防止ネットワークを構築し、関係機関との連携を強化します。 また、東播磨地域DV防止ネットワーク会議において、関係機関との連携を強化します。	男女共同参画センター 子育て支援課
要保護児童対策地域協議会との連携	要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携し、通報体制の周知、被害者の早期発見、保護に努めます。	子育て支援課

③ 被害者の自立支援

施策・事業	概要	担当課
被害者の自立に向けた支援	生活保護の適用、ひとり親家庭等自立支援制度の活用、就労支援、各種福祉制度の利用に関する情報提供等、被害者の就労や経済に関する支援を行います。 また、母子生活支援施設への入所措置や県営住宅の優先入居に関する情報提供など、住宅確保に関する支援を行います。	男女共同参画センター 子育て支援課 地域福祉課 生活福祉課
被害者の心身のケアの充実	心身のケアが必要な被害者に対して、保健・医療機関との連携により、継続的な支援を行います。	男女共同参画センター 健康増進課 子育て支援課
	スクールカウンセラー等により、DV被害家庭における子どもの心理的なケアに対応します。	学校教育課

市民・事業所等ができること

- 暴力や差別など、相手の心や身体を傷つけるようなことはやめましょう。
- あらゆる暴力は犯罪であるとともに、人権侵害であることを認識しましょう。
- DVやセクシュアル・ハラスメントの被害については、ひとりで悩まず、関係機関に相談しましょう。
- 身近な人が被害にあったときは、関係機関に相談するように勧めましょう。

基本目標Ⅳ あらゆる分野における女性の活躍

○現状と課題○

女性活躍推進法の制定により、職域の拡大など、女性の社会進出は進んできています。

しかし、市民意識調査結果によると、現在の社会の女性の働きやすさについて男性は「働きやすい状況にあると思う」と約6割の人が回答している一方で、女性は「働きやすい状況にあるとは思わない」と約5割の人が回答しており、男性と女性で認識が異なることが分かります。また、女性が職業を持つ上での障害として、長時間労働や残業、育児施設の不足、育児休業、介護休業の制度の未整備、育児休暇の取得のしにくさが挙げられています。性別にかかわらず、仕事と家庭生活を両立できるよう、職場や地域など社会全体で子育てや介護をサポートしていくための環境づくりや社会的サービス等を充実させる必要があります。

また、女性が社会のあらゆる分野における政策や方針決定過程に男性と平等に参画することは、女性の意思を社会に反映し男女共同参画社会を実現するための重要な条件です。

本市においては、女性の審議会への参画や管理職への登用などについて、3年前に比べるとやや改善しているものの、目標には達していないのが現状です。また、市民意識調査結果においても、地域における自治会・町内会等の組織を代表する立場や意思決定の場には、男性が長として就く場合が多く、いまだ固定的な性別役割分担意識が残っていることが分かります。

今後は、社会のあらゆる分野に女性の意思を反映させるため、事業所や企業、地域の各団体においても、性別にかかわらず、個人の能力に即した女性の積極的な登用や、人材の育成が求められています。

また、女性の就業率については上昇傾向となっているものの、年齢階級別の就業率では結婚や出産、子育て期にあたる年代でいったん低下するM字カーブを描いています。

女性が継続して就労できるような支援を行うとともに、ハローワークや商工会議所等、関係機関と連携を図り、結婚や出産等、諸事情により退職した女性が再就職するために必要な知識や能力を身につけていくための機会の提供に努めます。

○評価指標○

指標	基準値	目標値
現在の社会で女性が働きやすいと感じる人の割合 (市民意識調査より)	50.3%	60%以上
審議会等への女性委員の登用率	21.7%	25%以上
市における女性管理職の割合	27.1%	30%以上
自治会長・町内会長に占める女性の割合	3.2%	10%以上

(1) 女性活躍推進に向けた広報・啓発の充実

① 広報・啓発活動の充実

施策・事業	概要	担当課
女性活躍に関する積極的な情報提供と意識改革の推進	広報たかさごや市ホームページ、情報誌、講演会などあらゆる機会において、女性活躍に関する情報提供を進めるとともに、意識改革を進めるための啓発活動を推進します。	男女共同参画センター



(2) 政策・方針決定の場への女性の参画促進 **《重点課題》**

① 政策・方針決定の場への女性の参画促進

施策・事業	概要	担当課
審議会等への女性の積極的な登用	審議会等における女性委員の登用率 25%をめざし、女性の積極的な登用を推進するため、全庁的に積極的な啓発を行います。	企画課 (関係各課)
女性職員の職域拡大と管理職登用の推進	女性職員の職域拡大と、男女問わず個人の能力による管理職への登用の推進を図ります。 職員採用については、さまざまな職種において男女の区別なく応募を受け付け、一人ひとりの能力と適性を踏まえた職場配置を推進します。	人事課
女性職員への能力開発の機会の積極的な提供	国や県が開催する研修などを活用し、女性職員の参加を奨励するなど、男女を問わず能力開発の機会を積極的に提供します。	人事課

② 事業所や各種団体等における方針決定の場への女性の参画促進

施策・事業	概要	担当課
働く場における方針決定の場への女性の参画促進	市内事業所に対してさまざまな媒体を通じ、方針決定の場への女性の参画などの啓発を行い、事業所における女性活躍推進法に基づく行動計画の策定を促進します。	産業振興課
農林水産業・自営業における方針決定の場への女性の参画促進	農林水産業や商工業等の自営業に携わる女性の経営等の方針決定の場への参画を促進するための情報提供や学習機会の充実を図ります。 また、農林水産業関係組織・団体や商工会議所の方針決定の場に女性が参画できるよう、働きかけを進めます。	産業振興課
各種団体等における方針決定の場への女性の参画促進	自治会やPTA、市民団体、ボランティア団体やNPOに対し、それぞれの団体の運営に関する方針決定の場に、女性が参画しやすい環境づくりを進めるための意識啓発や情報提供を行います。	地域振興課

(3) 女性のエンパワメントの推進

①エンパワメントを促進する学習機会の提供

施策・事業	概要	担当課
女性のエンパワメントを促進する学習機会や情報提供の充実	女性自身が自分の能力を認め、自分らしい生き方を選びとる力を身につけるための学習機会や情報提供を行うとともに、その充実を図ります。	男女共同参画センター 公民館

②職業能力の育成・支援

施策・事業	概要	担当課
女性の職業意識の育成	女性自身が主体的に職業を選択できるよう、国や県と連携した意識啓発や情報提供を行います。	男女共同参画センター
職業能力開発・育成のための機会の充実	就業機会の拡大のための各種技術講習や再就職セミナー等の情報提供を行います。 また、ハローワーク等と連携を図り雇用促進事業を実施します。	産業振興課
	各関係機関の職業能力開発と技術・資格取得の情報提供を充実するとともに、就業機会の拡大のための支援を行います。	男女共同参画センター
	母子家庭の母等を対象に、就職に有利な技能や資格等の取得のための支援を行います。	子育て支援課

③再就職や起業に向けた支援

施策・事業	概要	担当課
女性の再就職支援事業の推進(たかさご女性チャレンジひろば)	ハローワーク加古川マザーズコーナーと連携し、出産や育児、介護などで就業を中断し、再び就職や起業、在宅ワークなどにチャレンジしたいと考えている女性への支援を行います。	男女共同参画センター
起業に関する情報提供の充実	国や県、商工会議所などの関連機関からの起業に関する情報提供を積極的に行います。	産業振興課

(4) 社会・地域活動における男女共同参画の促進

① 男女共同参画を推進する人材・団体等の育成・支援

施策・事業	概要	担当課
人材の発掘・育成のための学習機会の充実	男女共同参画に関する学習機会を充実するとともに、県の男女共同参画アドバイザー養成講座等への参加を促進し、専門的な指導者の養成を推進します。	男女共同参画センター

② 社会・地域活動における男女共同参画の促進

施策・事業	概要	担当課
地域のさまざまな活動における男女共同参画の促進	ボランティア活動や地域活動などに、性別にかかわらず、多様な年齢層が参画できる環境づくりを進めます。	地域振興課
	男女共同参画の視点を踏まえ、身近な環境問題、地域おこしや観光分野における活動を進め、文化の伝承などの文化活動の振興を図ります。	環境政策課 シティプロモーション室 文化スポーツ課

市民・事業所等ができること

- 性別に関係なく市政に関心を持ち、自分の意見を反映するために審議会などの政策・方針決定の場に積極的に参加しましょう。
- 自治会など地域における団体の方針の立案や決定に、男女ともに積極的に関わろう努めましょう。

基本目標Ⅴ だれもが安心して暮らせる環境づくり

○現状と課題○

性別にかかわらず、一人ひとりが互いに認め合い、生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の形成を図る上での大前提となります。

市民の健康づくりに対する意識は高まっており、男女がともに生涯を通じて健康管理を行うためには、性差を考慮した健康づくりへの支援が必要であり、特に、女性は妊娠や出産をするなど、男性とは異なる健康上の問題に直面し、それぞれのライフステージに応じた支援が求められます。

また、単身世帯やひとり親世帯の増加等の家族の変化や高齢化社会の進展など、さまざまな社会環境において、男女共同参画の視点で、性別や国籍、年齢や障がいの有無にかかわらず、だれもが安心していきいきと暮らせる環境整備を行っていくことが必要です。近年では多様な性への関心が高まる一方、社会全体における理解は十分とは言えず、多様な性について正しい理解を促進するための啓発活動も必要となります。

近年、地震や豪雨などの災害が多発している中、国では災害に強い社会の構築には男女共同参画社会の実現が不可欠であるとし、2020年（令和2年）5月に作成された「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」においても、災害時に女性の視点からの取組みを進め、地域の災害対応力の強化と防災や減災、災害に強い社会の実現をめざし取り組んでいます。

市民意識調査においても、防災・災害復興対策における性別や多様性に配慮した対応の必要性について、8割以上の方が「必要がある」と答えており、男女のニーズの違いを把握し、避難場所などの場における安全の確保など男女共同参画の視点からの配慮、防災の取組みを進め、防災分野への女性の参画を促進していくことが必要です。

○評価指標○

指標	基準値	目標値
「LGBT」について、 「言葉も内容も知っている」とする人の割合 (市民意識調査より)	33.3%	50%以上
防災会議に占める女性委員の割合	6.9%	20%以上

(1) 生涯を通じた心身の健康づくりの推進

①性や生命の尊重への理解促進

施策・事業	概要	担当課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の啓発と浸透	さまざまな事業の機会や、パンフレット、図書などの媒体を利用し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発を進めます。	男女共同参画センター
性に関する正しい情報の提供	性に対する正しい知識や思いがけない妊娠等への対応について、情報提供を行います。	健康増進課 (健康福祉事務所)
学校における性教育等の推進	小中学生を対象に、保健体育の時間等を活用した性教育を行います。	学校教育課

②ライフステージに応じた健康づくり

施策・事業	概要	担当課
母と子の保健予防や健康づくりの推進	妊娠・出産や育児などの不安の解消、妊産婦の保健指導等の母子保健サービスや相談体制の充実を図ります。	健康増進課
	県と連携を図り、妊娠・出産に関する安全性や快適さの確保と不妊の人への支援を図ります。	健康増進課 (健康福祉事務所)
女性の心身における健康づくりの支援	ライフスタイルに応じた健康診査や各種検診の充実を図り、健康課題などに関する保健事業や相談機能の充実に努めるとともに、各健康課題に関する正しい情報を提供します。	健康増進課
健康づくりに関する自主活動グループの育成・支援	健康づくりに取り組む自主活動グループ等の育成や活動支援を進めます。	健康増進課
生涯スポーツの推進	スポーツ講座やイベントなどを通じて、市民一人ひとりのライフステージに合ったスポーツ活動の機会づくりを進めるとともに、健康維持や交流促進を図ります。	文化スポーツ課

(2) だれもが安心して暮らせる環境整備

①生活上の困難を抱える人への支援

施策・事業	概要	担当課
ひとり親家庭の生活の安定・自立に向けた支援	各種支援制度等についての情報提供と相談体制の充実を図るとともに、経済的・社会的自立促進のための支援を行います。	子育て支援課 幼児保育課
高齢者の自立支援	高齢者福祉等に関する情報提供と相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携し、高齢者の経済的自立や社会参画のための就労支援等を行います。	地域福祉課 産業振興課
障がい者の自立支援	障がい者福祉等に関する情報提供と相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携し、障がい者の経済的自立や社会参画のための就労支援等を行います。	障がい福祉課

②多様な性への理解促進

施策・事業	概要	担当課
多様な性への理解促進 【新規】	広報たかさごや市ホームページなどを活用した啓発活動を推進するとともに、学習の機会を提供します。	人権推進課 男女共同参画センター

③国際理解の推進と外国人が暮らしやすい環境整備

施策・事業	概要	担当課
国際理解を深めるための機会づくり	在日外国人交流事業や国際文化交流会、外国語教室などの事業を通じて、異なる文化や生活習慣などに対する理解や認識を深める機会づくりを進めます。	文化スポーツ課 (国際交流協会)
国際交流の促進	オーストラリアのラトローブ市との姉妹都市宣言に基づき、国際交流に関する取組みを実施し、広い視野と国際感覚をもった人材の育成をめざします。	文化スポーツ課 (国際交流協会)
多言語による情報提供と相談体制の整備	外国人のための相談窓口を通じて、外国人が安心して安全に暮らせるように、生活上の諸問題に対する支援に努めます。	文化スポーツ課 (国際交流協会)

(3) 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進 **《重点課題》**

①男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害対応の推進

施策・事業	概要	担当課
男女共同参画の視点に立った地域防災の推進 【新規】	避難所運営における女性の参画を推進するとともに、男女の性差によるニーズの違い等、男女それぞれの視点に配慮した避難所の運営管理に努めます。	危機管理室
防災における女性の参画の拡大 【新規】	地域防災計画に基づき、防災に関する施策・方針決定過程への女性の参画を推進し、災害対応力の強化を図ります。	危機管理室
	消防の仕事の魅力と女性が活躍できる職場であることを広くPRし、女性消防吏員の採用の推進を図ります。また、女性消防団員の加入促進を図り、地域防災力の強化に努めます。	人事課 消防総務課

市民・事業所等ができること

- 1年に1回は健康診断を受けるなど、自分や周りの人の健康に関心を持ちましょう。
- 地域の避難所運営などについて女性や子育て家庭の意見を反映しましょう。
- 地域に暮らす外国人の異なる文化や生活習慣、価値観などを相互に理解し合いましょう。

第5章 計画の効果的な推進に向けて

1 庁内の推進体制

本計画は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災など、行政のあらゆる領域にわたる計画であり、その推進にあたっては全庁的な取組みが必要となります。

計画を周知し、関係各課で取り組んでいる事業の進捗状況等について調査、公表し、計画の適切な進行管理に努めるとともに、行政職員で構成する「たかさご男女共同参画プラン推進会議」や「たかさご男女共同参画プラン推進ワーキンググループ」により、あらゆる施策が男女共同参画の視点をもって展開されるよう推進します。

また、第5次高砂市総合計画に基づき、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」の考え方を取り入れ、本市の男女共同参画の推進を図ります。

2 関係機関等との連携

本計画を総合的に推進するためには、男女共同参画に関する現状の把握と、近隣市町や県、国、世界の動向に関する情報の収集及び提供を充実させるなど、広い視野を持って取り組む必要があります。

国や県及び男女共同参画関係機関等との連携や協力、情報共有を図り、効果的な計画の推進に努めるとともに、社会経済状況の変化や、国、県の制度改正の動向を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを図ります。

3 市民との協働体制

男女共同参画社会の形成は基本的人権の尊重にかかわる問題であり、市民全体の課題であることから、市民と行政との協働による計画の推進が必要です。

市民や事業者、地域団体、行政等が一体となって取り組むことができるよう、地域団体や事業所等との連携を図り、計画内容の周知、各種情報の提供、ネットワークづくりの支援に努めるとともに、市民・事業者・地域団体等の主体的な取組みを推進します。



4 活動拠点の充実・強化

本市では、男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点として男女共同参画センターを設置し、この拠点を中心として、情報誌の発行や関連図書のご案内などによる啓発活動や、各種相談の対応、講座の開催などを行っています。

今後も、この拠点を中心として、男女共同参画の推進に向けて、市ホームページや広報紙、その他各種情報誌などを活用して、男女共同参画に関する情報提供を積極的に行い、市民及び事業者の理解を深め、主体的な取組みを支援します。

1 たかさご男女共同参画プラン推進懇話会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、たかさご男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）の推進について広く意見を求めるため、たかさご男女共同参画プラン推進懇話会（以下「懇話会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の諸問題に関すること。
- (2) プランの進捗状況に関すること。
- (3) プランの改訂及び策定に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項。

(組織等)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 行政関係者
- (3) 市民代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 懇話会に座長を置き、座長は委員の互選によるものとし、副座長は座長が指名する。

4 座長は、懇話会を総理する。

5 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、必要に応じ座長が招集する。

2 座長は、懇話会の議長となり議事を整理する。

(関係者の出席)

第6条 懇話会が必要と認めるときは、懇話会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報償金)

第7条 委員の報償金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支払うことができる。この場合において、委員が行政職員である場合は、当該委員が学識経験者として選任されない限り、報償金は支払わないものとする。

- (1) 学識経験者 1回当たり9,000円
- (2) 学識経験者以外 1回当たり5,000円

2 前項各号の額は、別に定めがある場合又は特段の理由があると市長が認めた場合は、金額を変更することができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、こども未来部未来戦略推進室において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営等について必要な事項は懇話会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年5月1日から施行する。
- 2 高砂市女性計画策定推進委員会設置要綱（平成10年7月1日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年10月4日から施行する。
- 2 平成14年度に委嘱した委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成16年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 たかさご男女共同参画プラン推進懇話会委員名簿

(令和2年5月1日現在)

区 分	氏 名	所 属
学識経験者	◎後 藤 安 子	関西大学法学部
	○吉 原 恵 子	兵庫大学生涯福祉学部
行政関係者	金 井 陽 子	厚生労働省兵庫労働局雇用環境・均等部
	大 野 千 里	曾根小学校
市民代表者	和 田 泰 樹	高砂青年会議所
	細 川 晃 嗣	高砂市子ども会育成会連絡協議会
	渡 邊 紀 子	市民代表者
	西牟田 和 子	市民代表者
	七 島 倫 恵	市民代表者
	鷺 森 啓	市民代表者

◎：座長 ○：副座長

3 たかさご男女共同参画プラン推進会議設置要綱

(設置)

第1条 たかさご男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）の総合的かつ効果的な推進を図るため、たかさご男女共同参画プラン推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) プランの推進についての総合調整に関する事。
- (2) 女性問題に関する施策の調査及び研究に関する事。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織等)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長、副会長及び委員は別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、こども未来部未来戦略推進室において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項は推進会議が定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 たかさご男女共同参画プラン推進会議委員名簿

(令和2年4月1日現在)

区 分	役 職 名
会 長	こども未来部長
副 会 長	こども未来部未来戦略推進室長
委 員	企画総務部経営企画室長
	健康文化部くらしと文化室長
	福祉部地域福祉室長
	福祉部人権推進室長
	生活環境部環境経済室長
	教育委員会教育部教育推進室長

4 たかさご男女共同参画プラン推進ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 たかさご男女共同参画プラン(以下「プラン」という。)の総合的かつ効果的な推進を図るため、たかさご男女共同参画プラン推進ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキンググループの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) プランに関する総合的な連絡調整に関すること。
- (2) プランの円滑な推進のために必要な事項に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 ワーキンググループは、グループ長、副グループ長及び委員をもって組織する。

2 グループ長、副グループ長及び委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 グループ長は、会務を総理する。

4 グループ長に事故があるとき、又はグループ長が欠けたときは、副グループ長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 ワーキンググループの会議は、必要に応じてグループ長が招集する。

2 グループ長は、会議の議長となり議事を整理する。

(庶務)

第5条 ワーキンググループの庶務は、こども未来部未来戦略推進室において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営等について必要な事項はグループ長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 たかさご男女共同参画プラン推進ワーキンググループ名簿

(令和2年4月1日現在)

区 分	役 職 名
グループ長	未来戦略推進室長
副グループ長	未来戦略推進室主幹（男女共同参画・女性活躍推進担当）
委 員	人事課長
	経営企画室主幹（政策・行政管理担当）
	危機管理室主幹（防災担当）
	市民活動推進課長
	健康増進課長
	文化スポーツ課長
	子育て支援課長
	障がい・地域福祉課長
	高年介護課長
	人権推進室主幹
	産業振興課長
	生涯学習課長
学校教育課長	

5 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたとそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年法律第64号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 - 第2節 一般事業主行動計画等（第8条—第18条）
 - 第3節 特定事業主行動計画（第19条）
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第20条・第21条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第22条—第29条）
- 第5章 雑則（第30条—第33条）
- 第6章 罰則（第34条—第39条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなると認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなると認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第4項の規定に違反した者
- (2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項の規定に違反した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成29年3月31日法律第14号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

(2)・(3) 略

(4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定（「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第四条第八項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雑則（第23条—第28条）

第5章の2 補則（第28条の2）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

- 第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
 - (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて運用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成16年法律第64号〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成19年法律第113号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成25年法律第72号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附則〔平成26年法律第28号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附則〔令和元年法律第46号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

(2) 第2条(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和4年4月1日

(3) 第2条中児童福祉法第12条の改正規定(同条第4項及び第6項に係る部分並びに同条第1項の次に1項を加える部分に限る。)及び同法第12条の5の改正規定 令和5年4月1日

8 用語解説

あ 行

育児休業・介護休業

「育児休業」は、子を養育する労働者が法律に基づいて取得できる休業であり、「介護休業」は、一定の親族を介護する労働者が法律に基づいて取得できる休業を指す。

SDGs（持続可能な開発目標）

2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標のこと。

NPO（Non-Profit Organization）

さまざまなテーマについて、市民主体の自由な社会貢献活動を、継続して行う民間非営利組織。

LGBT

レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（「身体の性」と「心の性」が一致しない人）、それぞれの頭文字を組み合わせたもので、性的マイノリティの総称として使用されるが、LGBT以外にも性のあり方はさまざまである。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷として、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットの「M」のような形になることを言う。結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴がある。

エンパワメント

力をつけることという意味で、一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力を持つこと。

か 行

固定的性別役割分担意識（ジェンダー意識）

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」、「女性なのに気が効かない」、「男性なのに意気地がない」などの、“女性だから”、“男性だから”という、性別によって役割や責任を分担するのが当然と考える意識を指す。

さ 行

ジェンダー

生物学的な性別（sex）に対して、社会的・文化的につくられる性別のこと。男らしさや女らしさといった特定の社会で共有されている価値観などによって形づくられる、男女の役割やその相互関係を含む意味合いを持つ。

女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的とする法律であり、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられた。

性的マイノリティ

性的少数者を総称することば。セクシュアル・マイノリティともいう。

セクシュアル・ハラスメント

職場・学校などで（法的な取決めがあるのは職場のみ）、「相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的なことばや行為」を指す。

た 行

男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律。男女の雇用の均等を目標とする法律である。

デートDV

恋人間で起こる、肉体的・精神的・社会的・経済的・性的暴力のこと。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

暴力にはさまざまな形態があり、殴る、蹴るといった身体的な暴力だけではなく、精神的、社会的、経済的、性的暴力も含まれる。

は 行

フレックスタイム制

始業・就業の時刻やその日の労働時間の長さを各労働者が自由に決定できる就業制度のこと。一般的には、週あるいは月など一定期間における総労働時間を定めて、1日のうちで必ず勤務しなければならない時間（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつ入社・退社してもよい時間帯（フレキシブルタイム）を設定したうえで運用される制度のこと。

ポジティブ・アクション

積極的改善措置。社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対し、一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等の実現を目的として講じる措置のこと。

ま 行

メディア・リテラシー

新聞やテレビ、インターネットなど、さまざまなメディアから得られる情報を適切に読み解いて活用する能力のこと。

や 行

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。高砂市では平成 17 年度から設置されている。

ら 行

ライフスタイル

生活の様式。人生観、価値観、アイデンティティを反映した生き方を含む。

ライフステージ

人の一生を乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、中年期、高年期と分けた、それぞれの段階のこと。

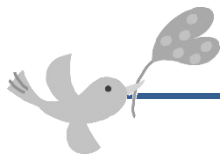
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する健康／権利」と訳される。子どもを産む・産まない、産むとすればいつ何人産むか、安全な妊娠・出産、避妊などを含め、女性の自己決定を尊重し、女性が自らの体にかかわる身体的・精神的・社会的な権利を基本的人権としてもつことを意味する。

わ 行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

老若男女だれもが、自己の人生の段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動を、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。



第3次たかさご男女共同参画プラン

2021年（令和3年）3月
高砂市 男女共同参画センター
〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
TEL 079-443-9133(直通) FAX 079-442-2229 (代表)
E-mail : cocot@city.takasago.lg.jp

